

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和5年9月13日(水)午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 原田 陽子
委員 花島 進 委員 古川 洋一
委員 武藤 博光 委員 遠藤 実
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	教育長 大縄 久雄
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 照沼 克美
社会福祉課長 高安 正紀	社会福祉課長補佐 坂本 武志
生活福祉G長 諸藤 慎一	こども課長 萩野谷 真
こども課長補佐 水野 厚子	家庭児童相談室長 大曾根香澄
介護長寿課長 萩野谷智通	介護長寿課長補佐 住谷 孝義
保険課長 横山 明子	保険課長補佐 小田部信人
健康推進課長 玉川祐美子	健康推進課長補佐 飛田 建
ワクチン接種対策室長 梅原千也子	教育部長 小橋 聡子
学校教育課長 猪野 嘉彦	学校教育課長補佐 生田目綾子
学校給食センター所長 梅原 雅美	生涯学習課長 綿引 勝也
生涯学習課長補佐 柴田 真一	スポーツ推進室長 椎名 健文
図書館長 大内 秀幸	中央公民館長 平野 玉緒
歴史民俗資料館長 会沢 正志	

会議に付した事件

- (1) 議案第42号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第44号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第45号 令和5年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの

- (4) 議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
…原案のとおり認定すべきもの
- (5) 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
…決裁すべきもの
- (6) 茨城県市議会議長会令和5年度第1回議員研修会について
…原田副委員長に決定
- (7) 議員と語ろう会について
…意見の振り分け
- (8) 調査事項「子育て」について
…執行部に要望する内容の確認
開会（午前10時00分）

委員長 おはようございます。

残暑が厳しき中、また、ご多忙のところ、教育厚生常任委員会にご出席いただきまして、ご苦労さまでございます。

今、新型コロナウイルス感染症も、5類に変わってからだいぶたちますけれども、9月に入っても、小学校あるいは保育所等で感染者が出ておりまして、休んでいる子がたくさんいる状況というの聞いておりますので、いま一度、対策をしっかりとやっていただいて、皆さんの活動に、支障がないようご留意いただければというふうに思います。

今日は審議事項が多数ございますので、慎重なる審議をよろしく願いいたしまして、委員長の挨拶に代えさせていただきます。

それではご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用しお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにご配慮いただきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席はおりません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めて、おはようございます。

教育厚生常任委員会にご参集賜りまして誠にご苦労さまです。今日は、決算の認定ということが主な会議事件でございますけれども、慎重な中にもスムーズなご審議いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めましておはようございます。

本日は教育厚生常任委員会、ご出席お疲れさまでございます。

先週末の台風13号につきましては幸いにも那珂市では大きな被害はございませんでしたが、他市町村ではかなり大きな被害がございました。設置しました避難所につきましては、らぼーるで12名の方のご利用がございました。

今後とも、出水期でございますので早め早めの対応を心がけてまいりたいと思っております。

本日提出しております議案は、補正予算、決算の認定など4件でございます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、教育長より、ご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

初めにこのたび第三中学校におきまして給食への危険異物の混入の事故が発生いたしましたことにつきましては、今年度3度目となり、これまで以上に多くの皆様方にご心配をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございません。

当日は、中学校へ提供いたしましたワントンスープに、長さ10ミリ、直径4ミリほどのバネ状の金属片が混入いたしておりました。喫食前に発見いたしましたので大事には至りませんでした。このほか、他校での異物混入の報告はございませんでした。

当日、ひたちなか保健所及び日本調理機株式会社の立入り調査によりまして、調理場内の安全が確保されましたことから、今週は月曜日から給食を提供しております。なお現時点では原因の特定に至っていないということでございます。

詳細につきましては、来週の全員協議会で改めてご報告をさせていただきます。皆様方におかれましては、引き続きご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

さて学校ですけれども、2学期が始まり約2週間がたちます。先ほど委員長からもお話がありましたけれども、残念ながら学校は新型コロナウイルス感染者の報告が上がっております。ただ、基本的な感染症対策を徹底しながら、おかげさまで今のところは順調に教育活動を進めているところです。

現在、中学校におきましては、昨日から那珂大子地区の中学校新人体育大会が始まりました。那珂市の子供たちの活躍を期待しているところです。

あわせて今学期、2学期は小中学校ともに、学校行事、校外学習であるとか、あるいは文化祭であるとか、そういった行事が続きますので、教育委員会としてもしっかりと学校と連携をしながら、サポートをしてまいりたいと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりでございます。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

これより議事に入ります。

議案第44号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を求めます。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第44号をご覧ください。

議案第44号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正になります。追加になります。

起債の目的、小学校施設整備事業債、限度額370万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

11ページをお願いいたします。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

下段になります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費393万3,000円、2目児童措置費2,160万円、3目保育所費145万6,000円。

12ページをお願いいたします。

中段になります。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費101万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費933万円、2目予防費229万7,000円。

15ページをお願いいたします。

中段になります。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費720万円。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費1,777万円。

16ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費405万円。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費956万2,000円、4目歴史民俗資料館費92万7,000円。

17ページをお願いいたします。

5目文化財保護費73万7,000円。

9款教育費、6項保健体育費、3目体育施設費316万8,000円、4目総合公園費345万

4,000円。

18ページをお願いいたします。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金7,498万6,000円。国県負担金等返納金でございます。うち社会福祉課が4,837万1,000円、こども課が660万5,000円、健康推進課が2,001万円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 12ページの衛生費の予防費の子育て世代包括支援センター事業の中の保健師の報酬98万9,000円なんですけど、保健師の98万円というのはどういいうことですか。

何か誰か新しく1人採用するとかそういうことですか。

健康推進課長 こちらの子育て包括支援センターの人件費につきましては、今年2月に出産子育て応援給付事業、そちらのほうを開始させていただきました際に、伴走型支援の支援に当たる人件費ということで、今年2月から今年度の9月分までを補正予算のほうで計上させていただいてご承認をいただいております。

今回計上させていただきましたのは、残り10月から3月まで臨時で保健師の方を雇って相談支援に当たるものになります。新たな方をお願いするということではなくて、そもそもが9月分まででしたので、それ以降も継続してその方をお願いするという形のものとなっております。

以上です。

古川委員 分かりました。

続いて学校教育課に伺います。14ページかな。教育総務費の教育指導費の学習指導員等配置事業の720万円、これは新たに何名か配置するというのでしょうか。

学校教育課長 お答えします。今回の学習指導員等配置事業につきましては、学習指導員の2名増員、生活指導員の5名増員、幼稚園指導員の2名減という内訳の変更でございます。

こちらにつきましては、委員おっしゃったとおり、新たな各学校の状況におきましてそれぞれ配置するものでございます。

古川委員 ごめんなさい。何、2名、5名、何名の変更と言いました、今。どういいうこと。

学校教育課長 お答えします。学習指導員、生活指導員、幼稚園指導員でございますが、当初予算でそれぞれ11名、21名、5名を配置してございます。

児童生徒の状況によりまして、その指導員の方を増員するものでございます。

古川委員 分かりました。いいよ、みんな分かればいいや。

続いて、小学校施設整備事業の空調設備改修工事1,177万円、これはどこの学校のどういいう工事ですか。

学校教育課長 お答えします。瓜連小学校の職員室、校長室、保健室などの空調設備の更新を予定してございます。

古川委員 更新というのはどういうことですか。

学校教育課長 お答えします。平成15年に空調を導入し、約20年が経過し老朽化に伴う更新工事となります。

古川委員 それ僕、毎回言うんですけど、何でそれを補正なんだろうと思うんですけど、どうですか。

学校教育課長 お答えします。こちらは更新計画修繕計画に基づいて、長期的な視野に立って更新を行っております。

本来ですと次年度以降に予定していた工事ではございますが、国の補助金、文科省の補助金、その採択が得られる見込みとなったことから、前倒しし補正で行うものです。

以上です。

古川委員 分かりました。今年度中に補助金が入ってくるのでそれでやっちゃおうということですね。分かりました。

すみません、もう1点だけ。

その次の感染症臨時対策事業、これ小学校も、その次のページの中学校もありますけど、これでこの感染対策事業でもって、就学奨励支援金というのはどういう関係があるんですか。

学校教育課長 お答えします。こちらは昨年度も実施した事業でございます。

令和5年11月現在の要保護準要保護の保護者に対して、1人当たり3万円を支給する事業でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行う事業でございます。

以上です。

古川委員 感染症対策でもらっている補助金を、その就学奨励に使えるんですか。使えるならいいんですけど、よく分かんないけど。

以上で。

委員長 いいですか答弁は。

古川委員 はい。

遠藤委員 私もそれを聞こうと思ってたんですが、感染症対策、今補正で入れるこの感染症対策でどういう感染症対策をするのかなというのを聞いたかったのですが、今の話は、それ感染症対策になるんですか。

学校教育課長 お答えします。

こちらの趣旨でございますが、コロナ禍における物価高騰、原油価格の高騰……今回の就学奨励特別支援金事業でございますが、物価高騰等の影響を受けている低所得者世帯に対し、経済的な支援としてこの支援金を支給するものでございます。

予定としましては、11月現在の要保護準要保護の方に、2学期分のものと合わせて支給する予定でございます。

以上です。

遠藤委員 どちらかというと、感染症対策の交付金の対象が結構幅広なんですかね。幅広なのかな。

新型コロナウイルス感染症にかからないように、かかった人にどうするかというものもありつつ、物価高騰まで含めているの。そこまで含めているの。

ちなみに、今の要保護準要保護世帯は市内でどれぐらいの数があるか教えてもらっていますか。

学校教育課長 お答えします。昨日現在で、小学校は181名、中学校は118名でございます。

遠藤委員 差し障りなければ、要保護幾ら、準要保護幾らって出ますか。

学校教育課長 お答えします。小学校で要保護が3名、中学校で2名、準要保護が小学校で178名、中学校で116名でございます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか、質疑。

副委員長 16ページの歴史民俗資料館の修繕料とは具体的にどういう修繕になるのでしょうか。

生涯学習課長 落雷により自動ドアの修繕と、あと排煙オペレーターということで、消防点検で発見されたものを修繕するものです。

副委員長 そうしましたら17ページの体育施設管理での修繕料は、何になるのでしょうか。

生涯学習課長 こちらについては、瓜連体育館の西側アリーナ部分に修繕が必要な箇所が、屋根になるんですが、修繕に必要な箇所が判明したため、雨漏りの危険があるために補正したのになります。

副委員長 分かりました。雨漏りというのは、何か原因があって雨漏りになってるんですか。

そもそもそれか、耐用年数が過ぎての、雨漏りなんですか。

生涯学習課長 体育館屋根の部分なんですが、原因はちょっと判明してないんですが、壁が剥がれているというふうなものが発見されたため、それを修繕するものです。

副委員長 何かこうした建物を聞きますと、10年から15年で、何か防水工事が必要だということを知ってんですけど、そのように事前に工事なんかをされているのでしょうか。毎回雨漏りしてから、こういう補正がきているので、そういうところをちょっと教えていただけたらと思っています。

生涯学習課長 今回は年数がたっていない状況で発見されたもので、他の部分に影響を及ぼすということで、けらばということで屋根の脇側になる部分なんですが、その部分が危険だというふうな発見がされたもので、計画的なものとはまた別になります。

通常は計画的な修繕ということで行っております。

副委員長 分かりました。

あと、11ページの民生費の児童措置費で、出産・子育て応援給付事業になるんですけども、これは何名分ほど上げているんでしょうか。

こども課長 まず出産応援給付金、妊娠したときに支給しているものなんですが、こちらについては、26人の人数を出しております。

それから、同じ部分なんですけど、月遅れ請求とか転入者の分として10名、なのでこの部分については合計36名分の積算をしております。

その下でございませけども子育て応援給付金、こちらについては、出産した後のお子様に対しての給付金でございませが、こちらについても上記等と同様に、それぞれ26人の10人、合計で36人分を計上しているということでございます。

委員長 ほか質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

執行部の入れ替えをお願いします。

休憩(午前10時22分)

再開(午前10時24分)

委員長 それでは、再開します。

委員の皆様申し上げます。

決算認定の質疑は説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結いたします。また、総括質疑は行いません。なお、議案第47号、決算認定についての討論及び採決は、全ての該当項目への質疑、答弁が終了した後に行いません。

次に、執行部に申し上げます。

説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから簡潔かつ明瞭に説明をお願いします。決算の説明については、不用額など特に説明が必要なものについては、その説明をお願いいたします。審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データを提出してください。

それでは、順次審議しますので、よろしくお願いいたします。

学校教育課が出席しております。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（学校教育課所管部分）を議題といたします。

初めに、一般会計歳出のうち、学校教育課から審議をいたします。

学校教育課所管の部分について説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の猪野です。ほか7名が出席しております。よろしくお願いいたします。

決算書の202ページをお開きください。なお、主要施策調書につきましては、132ページから145ページまでが学校教育課所管事業となっております。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

202ページをご確認ください。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費175万9,886円。教育委員の報酬が主な支出でございます。

2目事務局費1億9,916万3,948円。教育長及び学校教育課職員の人件費が主な支出でございます。

続きまして、204ページをお開きください。

3目教育指導費2億813万8,597円。こちらは、決算主要施策調書133ページにございます外国語指導助手設置事業及び134ページの学習指導員等配置事業、教育委員会派遣職員負担金などが主な事業でございます。なお、17節備品購入費の不用額131万530円の主な理由は、小学校情報化推進事業のプログラミング教材購入の入札差金によるものでございます。

続きまして、208ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費1億7,125万920円。こちらは小学校管理事務費、小学校施設管理事業、小学校感染症対策臨時対策事業、調書の138ページにございますが、これらが主な事業でございます。

繰越明許費につきましては、小学校施設整備事業として、横堀小学校、芳野小学校、こちらの空調設備工事と、小学校感染症臨時対策事業でございまして、令和5年度に繰り越して実施するものでございます。10節需用費の不用額996万7,243円の主な理由でございますが、小学校施設管理事業において、光熱水費の残などによるものでございます。また、13節使用料及び賃借料の不用額955万7,647円につきましては、各小学校で使いますバスの賃借料の残などによるものでございます。

続きまして、216ページをお開きください。

2目教育振興費6,618万5,693円。こちらは、就学奨励事業、教育用コンピューター管理事業、調書の139ページでございます。これらが主な事業でございます。なお、19節扶

助費の不用額468万4,578円の主な理由は、就学奨励事業の扶助費の残によるものでございます。

続いて、218ページをお開きください。

3目学校建築費1億125万5,000円。こちらは令和3年度からの繰越事業である菅谷西小学校屋内運動場大規模改造事業、調書の140ページにございますが、こちらでございませぬ。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費1億2,390万9,707円。こちらは中学校管理事務費、中学校施設管理事業、中学校感染症臨時対策事業、調書142ページにございますが、こちらが主な事業でございませぬ。

なお、令和3年度からの繰越明許費は、中学校施設管理事業の第四中学校防火設備の修繕でございませぬ。

また、令和5年度への繰越明許費は、中学校施設整備事業として、第三中学校の空調設備工事と中学校感染症臨時対策事業として、CO₂モニターや空気清浄機などの購入を令和5年度に繰り越して実施するものでございませぬ。

10節需用費の不用額1,149万7,642円の主な理由でございませぬが、中学校施設管理事業において、光熱費の残などによるものと、中学校感染症臨時対策事業において予定していた消耗品費、抗原検査キットでございませぬが、その入札差金などによるものでございませぬ。

224ページをお開きください。

2目教育振興費4,916万2,278円。就学奨励事業、教育用コンピューター管理事業、調書の143ページでございませぬが、こちらが主な事業でございませぬ。19節扶助費の不用額267万7,012円の主な理由は、就学奨励事業の扶助費の残によるものでございませぬ。

226ページをお開きください。

3目学校建築費7,235万2,500円。こちらは令和3年度からの繰越事業でございませぬ第一中学校武道場大規模改造事業、調書の144ページでございませぬが、こちらでございませぬ。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費8,163万7,604円。こちらは幼稚園職員の人件費のほか、ひまわり幼稚園管理事業、同じく運営事業などが主な事業でございませぬ。

244ページをお開きください。

6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費4億4,455万2,189円。こちらは学校給食センター職員の人件費のほか、給食センター施設管理事業及び運営事業などが主な事業でございませぬ。10節需用費の不用額358万5,821円につきましては、燃料費及び賄材料費の残などによるものでございませぬ。

以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で学校教育課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。

入れ替えをお願いします。

休憩（午前10時35分）

再開（午前10時36分）

委員長 それでは、再開いたします。

生涯学習課が出席をしました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についての生涯学習課所管の部分について執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の綿引です。ほか10名の職員が出席しております。よろしくお願ひします。

それでは決算書につきましては、207ページからになります。また、決算主要施策調書につきましては、146ページから153ページになります。

決算書に基づき、款項目、支出済額の順で説明させていただきます。

最初に206、207ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費のうち、生涯学習課所管は備考にありますコミュニティ・スクール推進事業でございます。支出済額20万8,894円になります。会議開催に関する経費や講演会に関する経費のほか、新たな体験活動プログラムとして補助金が主な支出になります。

続きまして、230ページをお開きください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、支出済額1億7,857万7,029円。不用額の大きなものにつきましては、職員人件費、需用費、各種団体の補助金になります。需用費につきましては、二十歳の集い開催に当たり、成人者に配布しました抗原検査キット及び記念品の入札差金、各種団体補助金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により団体の事業が実施できなかったものによるものです。

続きまして、232ページをお開きください。

2段目になります。2目公民館費、支出済額7,038万7,595円。不用額の大きなものにつきましては、需用費で集会ホール系空調機更新に伴う入札差金によるものです。

続きまして、234ページをお開きください。

下段になります。

3目青少年対策費、支出済額472万8,893円。不用額で大きいものにつきましては、報償費で、青少年相談員の報奨金を見直したことと、使用料、賃借料で新型コロナウイルス感染拡大の影響で、視察研修が中止になり、バス借り上げがなくなったことによるも

のです。

続きまして、236ページをお開きください。

2段目になります。

4目歴史民俗資料館費、支出済額3,600万3,959円です。こちらの事業につきましては、歴史民俗資料館の管理運営に関する事業となります。

続きまして、238ページをお開きください。

2段目になります。

5目文化財保護費、支出済額367万6,044円。不用額の大きなものにつきましては、文化財保護対策事業の委託費になります。理由ですが、個人住宅の建築に係る埋蔵文化財の発掘調査の委託費用につきましては、公費で負担することになっておりますが、昨年度は個人住宅建築に係る発掘調査の申請がなかったことによるものです。

続きまして、240ページをお開きください。

上段になります。

6目市史編さん費、支出済額26万2,153円。こちらの事業につきましては、市史資料の収集調査や資料の印刷製本が主な事業となります。

続きまして2段目になります。

7目図書館費、支出済額8,741万7,973円。不用額の大きなものにつきましては、需用費で、電気料金の残金と、高圧気中開閉器及びケーブルや監視カメラ設備等の修繕に伴う入札差金によるものになります。

続きまして、242ページをお開きください。

2段目になります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、支出済額2,250万212円。不用額の大きなものにつきましては、スポーツ教室開設事業の報償費や委託費で、開催できなかった教室があることによる減になります。

続きまして、246ページをお開きください。

2段目になります。

3目体育施設費、支出済額4,308万2,062円。不用額で大きなものにつきましては、需用費で光熱水費の残金と、委託料で緑化管理の残金になります。

続きまして、248ページをお開きください。

2段目になります。

4目総合公園費、支出済額1億8,603万3,357円。不用額で大きなものにつきましては、需用費で燃料費や光熱水費の残金と、委託料で緑化管理の残金になります。

説明については以上です。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で生涯学習課の所管部分を終了とします。

ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

休憩（午前10時45分）

再開（午後10時46分）

委員長 では、再開します。

健康推進課が出席しました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について健康推進課所管部分。健康推進課所管部分について、執行部より説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課課長、玉川です。ほか4名が出席をしております。よろしくお願いいたします。

委員長 お願いします。

健康推進課長 着座にて説明をさせていただきます。

それでは、決算書144ページをお開きください。決算主要施策調書につきましては、76ページから83ページまでが健康推進課所管となっております。

款項目、支出済額の順にご説明をいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、支出済額4億6,886万4,987円でございます。こちらは職員人件費のほか、保健衛生事務全般に係る事務費、総合保健福祉センター管理事業、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業、医療機関等物価高騰緊急支援事業などとなっております。不用額の主なものになりますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業におきまして需用費、委託料等において不用額が生じたものになります。なお、総合保健福祉センター管理事業におきまして空調工事、5期に分けて実施をしております最終年度のものが昨年度、空調工事におきまして諸般の事情で物品等の調達遅れになりますことで、工事期間を延長したことによりまして、工事請負費、こちらのほうも翌年度に繰り越しております。

続きまして、決算書の146ページをお願いいたします。

中段になります。

2目予防費、支出済額5億3,216万8,067円でございます。こちらは予防接種、妊産婦乳児健康診査や家庭訪問、子育て世代包括支援センター事業など主に母子保健に係る事業と新型コロナウイルスワクチン接種事業となっております。不用額の主なものになりますけれども、予防接種事業におきまして接種委託料、そちらのほうと新型コロナウイルスワクチン接種事業におきましては、報償費、役務費、接種委託料、交付金などにおいて大きな不用額が出たものとなっております。こちらのほうも子育て世代包括支援センター事業におきまして、先ほど補正予算の中で今年度10月分からを、人件費のところ

をご承認いただいておりますけれども、2月から開始しましたものの予算が今年度9月分までを取っておりますので、4月から9月分にかかる人件費と役務費の分を翌年度に繰り越しをしております。

続きまして、150ページをお願いいたします。

下段になります。

3目健康増進事業費、支出済額4,336万7,597円でございます。こちらは成人の健康相談や各種健診、がん検診、自殺対策強化事業、こういった事業になります。不用額の主なものになりますけれども、がん検診事業におきまして、検診委託料において不用額が生じたものとなっております。

続きまして、252ページをお願いいたします。

中ほどになります。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金、支出済額2億5,463万2,562円のうち、健康推進課所管分につきましては、7,339万2,947円になります。こちらは過年度の国庫負担金等の精算に伴う返納金となっております。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 新型コロナウイルスワクチン接種事業で、施策調書の82ページに、接種者数、令和5年3月31日時点っておりますよね、一番下。これ1回目、2回目、3、4、5まで書いてありますが、接種率がどんどん下がってますよね。これはどういうふうに分析されてますか。

健康推進課長 接種率につきましては、始まった当初、感染症に対しても多くのことが分からない中で、まず予防としてのワクチン接種ができるということで、国のほうの方針としましても、いつまでに1日何万回といった接種促進のための対策として、どんどんどんどん接種を進めるという方向がありました。

ただ、コロナ禍になって、年数が1年、2年と経っていく中で同じような接種促進でどんどんいつまでにやってくださいというような促進の仕方と、また接種勧奨の度合いのほうも変わってきておりますので、そういった中で、皆様のほうもそれぞれ、最初は受けなきゃならないもののような形で受けて、接種を受けていただけたと思いますが、だんだん感染予防に気をつけながら、接種をしなくても自分で気をつけようという方の中には増えていらっしゃるんだと思います。

そういった中で接種率につきましては、徐々に、国の勧奨する方法も変わってきておりますし、それに合わせた方法で勧奨してきておりますので、徐々に下がってきているところはそのような部分もあるのかなと思っております。

古川委員 例えば、今度、これから秋の接種、また始まりますよね。

また、この間の何かニュースで、何株でしたっけ、何とか株、ごめんなさい、分かっただら教えてください。そういうのがあって、例えば、いわゆる従来型とかオミクロン株型とか何ですか、イタチごっこって言うか、つまり効かないワクチンを、効かないっていう言い方は失礼だけど、そのワクチンを打っているのかとか、あとは、打ってもかかるんだっていう意識もどっかには多分あると思うし、そういったことも含まれるのか、考えられるのかなと思うんですけど、何とか株とかそういうのも、またどんどん出てきて、そのワクチンが効かなくなってるんじゃないかというちょっと懸念もあるんですが、その辺はどのようにお考えですか。

健康推進課長 ワクチンの株につきましては、そもそもがウイルスの感染症ですので、ずっと同じ型のものがずっと流行しているということではなくて、ウイルスのほうも、ウイルスとして残っていくために、どんどんどんどん形を変えて、型を変えて、何とか生き残ろうという形のもので変化をしております。

そういった中で、今回、秋に関しましては、オミクロン株のXBB1.5、また昨年の秋にやったものとはまた違いまして、同じオミクロン株ではあるんですが、その中の組成といたしますか、そういったところに合わせたものになっております。

そういったものは、こちらのほうとしましては国の指示の中で接種を執行していくという形ですので、そこに関して、私どものほうでどういうふうに考えるということはちょっとお答えはできかねるかなとは思っております。

ただ、以前よりは接種対象が全ての方となっていたところが、重症化リスクの高い方、そういった方には接種を推奨していくと、そういった国の方向性も変わってきておりますので、そういった中で、こちらのほうも接種機会をつくるのはもちろんなんですけれども、そういったところを勧奨のところはしていきたいと考えております。

以上です。

委員長 他にございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で健康推進課の所管の部分について終了をいたします。

暫時休憩します。

それでは、再開を11時10分といたします。

休憩（午前10時57分）

再開（午前11時10分）

委員長 それでは、再開します。

社会福祉課が出席をしました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、社会福祉課所管部分の説明を執行部よりお願いいたします。

社会福祉課長 社会福祉課長の高安です。ほか3名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座して、説明させていただきます。

それでは、社会福祉課所管事業について、説明させていただきます。

決算書については、116ページから、決算主要政策調書については、45ページから53ページとなっております。なお決算書119ページ、備考欄の上から3つ目の丸にございます国民健康保険特別会計繰出金につきましては、保険課所管の事業となっております。

それでは決算書116ページをお開きください。

決算書の款項目、支出済額の順にご説明いたします。

中段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費11億4,998万8,339円でございます。不用額は1億2,935万5,661円でございますが、このうち社会福祉課所管分については1億2,569万7,938円となります。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、様々な困難に直面した住民税非課税世帯等に対して10万円を支給しました臨時特別給付金事業並びに物価賃金生活総合対策として、電力、ガス、食料品等の価格高騰により家計への影響が大きい低所得者住民税非課税世帯等に対しまして5万円を支給しました緊急支援給付事業での残金が主な不用額の内容となっております。

続きまして、122ページをお開き願います。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害福祉費、16億254万3,448円でございます。不用額は8,555万9,552円となりますが、こちらは障害福祉サービス給付事業及び地域生活支援事業における扶助費等の残額並びに障害者福祉施設等物価高騰緊急支援事業の残額が主な不用額の内容となっております。

続きまして、決算書142ページをお開き願います。

上段になります。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費7,610万2,888円でございます。不用額につきましては944万6,112円で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業の残額が主な不用額となっております。

続いて次ページになります。次ページをお開きください。

3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費4億6,290万7,711円でございます。不用額につきましては3,375万289円となります。

続きまして、決算書252ページをお開き願います。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金2億5,463万2,562円のうち1億3,448万3,567円が社会福祉課の所管でございます。こちらにつきましては、過年度分の国庫負担金等における精算に伴う返納金となっております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

古川委員 施策調書の47ページと48ページをちょっと並べてみたんですけど、給付実績のところの市町村民税均等割非課税世帯分というのが両方書いてあって、一方が870世帯、一方が4,620世帯、これ何で違うんですか。

社会福祉課長補佐 お答えいたします。

10万円の給付金につきましては、令和3年度から4年度にかけてということで、受付が、令和3年度の方につきましては令和3年度分の予算、令和4年度の申請の方は令和4年度の予算ということで、880名というのは、申請が若干遅かった方880名に対して、令和4年度でお支払いしております。

トータルでは、3年度、4年度合算しますと5,151世帯の方に給付金のほうを給付しております。

以上です。

古川委員 僕は分かんないけど、分かればいいです。

社会福祉課長 単純に言いますと、前年度分の支払いの方が若干残っていたという形になります。3年度分の方が残っておりまして、続きまして、その請求のほうが遅くなっておりまして過年度分に、4年度のほうに支払った方が880名いらっしまったという形になってございます。

以上になります。

古川委員 分かりました。実際に均等割非課税世帯ごとに何世帯あるって、5,000世帯と言いましたっけ。もう一度。

社会福祉課長補佐 10万円の給付金については、令和3年度住民税が非課税だった方と令和3年度は課税だったんですけども、令和4年度に新たに非課税になった方を合算してしますので、5,151世帯にはお配りしたんですが、トータルの非課税世帯としては年度が異なる方もちょっと混じってますので、ちょっと例年の数字よりはちょっと大きくなっております。

比較して、5万円の給付金につきましては、給付している世帯が4,635世帯となっております。例年、4,600から700世帯というのが、給付金の対象になっております。

以上です。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

副委員長 施策調書の53ページ、生活保護扶助費になるんですけども、こちら世帯数があるんですけど、こちら外国人の世帯はどれぐらいあるか分かるんでしょうか。

生活福祉G長 令和5年4月1日現在は、0世帯であるかと思えます。ごめんなさい、今ちょっと手元に資料がないので記憶になってしまいます。

以上です。

副委員長 ありがとうございます。それで令和4年度から5年度にかけて世帯数が増えているんですけども、この理由としては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響とかも大きいのかなというところなのでちょっと教えていただければと思います。

生活福祉G長 まず、資料のほうには、令和5年4月1日現在の数値が最新で載っているかと思うんですけども、直近で、令和5年8月1日現在の数値ですが、世帯数が261世帯、人員で言いますと307人ということになっておりまして、今年度に入ってから昨年度と比較しますと、約2倍近くの申請が来ておりまして、コロナ禍のときは多少の凸凹はあったんですが、比較的横ばいだったんですけども、今年度に入ってから、申請がかなり増えている状況が那珂市の現況となっております。

委員長 ほか、質疑。

遠藤委員 関連してその内容なんですが、申請があつて、何人認定というか、認めるかというその数をちょっと教えていただいてよろしいですか。

生活福祉G長 令和5年度、本年度8月1日現在の申請数になりますけれども、32件申請がございました。

うち生活保護が開始になったのが26件、取下げということで自発的な取下げがあったのが4件、また、却下ということで決定には至らなかったのが2件となっております。

以上です。

遠藤委員 そうすると、この数字で言うと、令和5年の4月1日現在で……今のは、世帯数ですか、保護者数ですか、今のお答えいただいたのはまず。

生活福祉G長 令和5年8月1日現在での申請世帯数になります。

遠藤委員 分かりました。

では、例えば令和5年4月1日現在では申請というか、生活保護を受けている世帯249世帯で、さらに4月から8月までの間、申請があったのが32件で、そのうち26件が受けていいよということになったということだから、現時点で言うと4月現在の249件足す26件、今受けてる方は275件とそういう計算でいいんですか。

生活福祉G長 4月から8月1日現在までに廃止になってる世帯もございますので、それが差し引かれる形となります。

以上です。

遠藤委員 分かりました。あとちょっと実際運用状況として、やっぱり、コロナ禍長引く、もしくは物価高騰の折、苦しい世帯が増えているだろうという実感はしてはいるんですけども、それがその生活保護にどこまでつながるかということを考えると、この32件申請あったうちの26件認められているというこの割合という部分でいうと、これは大体今までと大体傾向は変わらないんでしょうか。

生活福祉G長 多少の浮き沈みはあるかと思いますが、基本は大きな違いはないかと思

ます。

副委員長 今回のなんですけど、却下が2件あったってということなんですけど、その主な理由は何なんでしょうか。

生活福祉G長 まず生活保護の制度についてなんですけども、世帯で見る形となります。

その上で、世帯で見た収入が、国で示している最低生活費という基準があるんですけども、その最低生活費に満たない、世帯の収入がそれに満たない場合は生活保護の決定ということになるんですが、現実には国で示している最低生活費を超えているケースもございまして、そのときは却下という形となります。

委員長 ほか、よろしいですか、質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で社会福祉課の所管部分を終了とします。

社会福祉課長 委員長、申し訳ございません。

社会福祉課のほうから、教育厚生常任委員会の皆様にご報告したいことがございまして、報告させてもらってもよろしいでしょうか。

委員長 許可いたします。では説明をお願いします。

社会福祉課長 恐れ入ります。サイドブックスの中に常任委員会資料のほうが入ってございまして、こちら福祉相談センターの相談体制の一部変更ということで資料のほうを入れさせていただいているところでございます。

こちらにつきましては、この度、瓜連庁舎分庁舎1階の社会福祉協議会で行っております障がいに関する相談等業務のほうを、総合保健福祉センターひだまり内で行っております福祉の総合的な相談窓口であるふくし相談センターのほうに集約することといたしましたのでそのことについてお知らせしたいと思っております。

ふくし相談センターにつきましては福祉の総合的な相談窓口として、令和元年4月から総合保健福祉センターひだまり内において業務をしております。また、令和5年4月から今年度から、事業を開始いたしました重層的支援体制整備事業につきましても、ふくし相談センターを中心に事業を開始したところでございます。

しかし、相談内容によっては、相談箇所が2か所に分かれているということが弊害になっていたこともございまして、相談者の利便性の向上と相談のしやすさを考慮いたしまして、障がいに関する相談等の業務を集約いたしまして、ふくし相談センターの一部体制のほうを変更しようとするものでございます。

こういった形で集約することによりまして、相談者の利便性の向上と、相談しやすさの状況が先ほど申しましたけれども、改善されてくるかというふうに考えてございます。

事業の開始につきましては、今年度11月13日からを予定しております。市民への広報につきましては広報なか及び市のホームページのほうで行いたいと考えてございます。

またこの後、常任委員会の委員以外の議員の方に対しましても、ご相談等があったときの際にお答えできるようにラインワークスのほうにより、報告のほうをさせていただければというふうに考えてございます。

今後も、市民に寄り添った相談体制の構築を図り、より一層の解決のお手伝いのほうをさせていただければと思って考えておりますので、よろしく願いできればと存じます。

説明のほうにつきましては以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

この件について何か、質疑ありますか。

古川委員 確認です。確認なんですけれども、2か所でやってた相談を1か所にしたのは、何か、利用者からの何か苦情じゃないけど、そういうのがあったりとか、そういうのはあったんですか。

社会福祉課長 あまり詳しい内容のほうはちょっとお話はできないんですけれども、やはり相談者の方からもございましたし、あと相談を受けるに当たってそれぞれの相談を受ける者が、なかなか連絡調整ができないというふうな部分もございまして、相談者の方が、何て言いますか、取り残されてしまうというか、宙に浮いてしまうような状況なんかもございますものですから、それを避けるために、相談はどこでもできるんですけれども、社会福祉課の窓口でもできますし、瓜連でも、総合保健福祉センターでもできてたんですけれども、やはり離れている状況ですと、どうしてもそういったタイムラグ的な部分であったりとか、なかなかちょっとうまくいかない部分がございましたので、それで、住民の方にご迷惑をおかけしてた部分がありましたので集約させていただくという形を取らせていただいた形になります。

古川委員 実際にそういう声があったということなんですね。

社会福祉課長 ございました。

古川委員 よかったです。ありがとうございます。

遠藤委員 そういうことであれば、分からなくはないんですが、一方で今まで瓜連にあったものがなくなってしまうというふうにもとれるので、利便性の向上という意味では、一方を立てれば一方がということもあるんでしょうが、やっぱり瓜連地域の皆さんのことを考えると、ちょっと心配かなというふうには思いますので、一応ご指摘だけさせていただいておきますので、そちらの地区の皆さんにもこれまで同様というか、できれば集約して、大体集約すれば専門性を増してとかそういう職員内の連携が取れると、そういうことがあると思いますが、できれば市民のニーズというか、サービスが低下しないようお願いしたいと思います。答弁はいい。

花島委員 なんかよく分からんですが、福祉相談センターの役割と障がいに関する相談等の業務というのは、何かふくし相談センターの中に障がいに関する相談業務も入ってるようなイメージがあるんですが、その役割分担っていうのがどうなってるのかっていうこと

と、片方はセンター名になっていて、片方業務名になってますよね。

その区別っていうのはよく分かんないんですが、その辺説明いただきたいです。

社会福祉課長 業務名になっているところにつきましては、社会福祉協議会のほうで行っております事業名が多岐にわたってございまして、基幹事業名を一つ一つ記載ちよっとするのが大変かなと思った部分がありましたので、業務等という形になってますが、一応内容といたしましては、障害者基幹相談支援センター事業の運営事業であったりとか、障害者相談支援事業であったりとか、障害支援区分認定調査事業、福祉サービス利用所援助事業といったような事業がございまして、それを一つ、まとめた形で、移動させる形になりましたので、事業等という形で記載させていただきました。

ふくし相談センターにつきましては福祉の総合的な窓口という形で行っておりますので総合相談のほうも受けてございます。それ以外に障がい者のほうの虐待であったりとか、それから障がい者差別解消推進室であったりとか、そういった形のものが、ふくし相談センターの中に、ございましたものですからその部分が2つに分かれていて、相談業務等の進行するに当たって、どうしても相談内容によっては弊害が出ていたという状況で、こういった形で集約させていただくという形でございます。

花島委員 もう一つ伺いたいんですが、私、この業務のことよく分かってなくて聞いてるんですが、以前は、障がいに関する相談等業務を瓜連支所分庁舎1階っていうのは、これは社会福祉協議会でやってたってことですか。

総合保健福祉センターひだまりでやっていたことを受け持っているのは、これが社会福祉協議会ですか、これも。それじゃなくて、市職員。

社会福祉課長 どちらも、社会福祉課のほうから社会福祉協議会のほうに委託している事業になってございます。

花島委員 分かりました。

委員長 ほか、質疑はございますか。

(なし)

委員長 この件につきましては、質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

休憩（午前11時34分）

再開（午前11時37分）

委員長 再開をいたします。

こども課が出席をしました。

その前に、社会福祉課が。

社会福祉課長 恐れ入ります。社会福祉課、高安です。

先ほど、副委員長のほうからご質問のございました生活保護世帯の中で外国人がどれぐ

らいありますかというようなご質問がございましたが、担当のほうから記憶の中で0世帯というふうなことでお話させていただきましたが、申し訳ございません。ちょっと記憶違いだったようで、4月1日現在、外国人が世帯主の世帯といたしまして1世帯、それと世帯に外国人が含まれる世帯が2世帯ございますので、合計3世帯という形になってございます。

お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

委員長 先ほどの0世帯というの、訂正ですね。了解いたしました。

では、社会福祉課は退席をお願いします。

退席が必要ないということなのでそのまま続けたいと思います。

こども課のところですね。

議案第42号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部より説明を求めます。

こども課長 こども課長の萩野谷です。以下、関係職員9名が出席しております。よろしくお願いたします。

着座にて失礼いたします。

議案に入る前に先ほどの補正予算の件で訂正がございます。よろしいですか。

委員長 お願いします。説明願います。

こども課長 先ほど出産・子育て応援給付金の補正予算の件で、私のほうでそれぞれ出産応援給付が36名、子育て応援給付が36名というふうにお答えしたかと思うんですが、こちらについては、私は1月当たりの人数を申ししてしまいまして、実際は令和5年の10月から来年3月の6か月分までの補正になりますので、おのこの6か月を掛けた数字、正しくはそれぞれ216人という数字が正しい数字でございます。お詫びして訂正します。申し訳ございませんでした。

委員長 分かりました。では課長、説明願います。

こども課長 それでは議案第42号をご覧ください。

那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、項が繰り上がったため、本条例においても必要な改正を行うものです。

次のページ、2ページをお願いします。

2ページは改正条文になります。那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中、第11項を、第10項に改める。

附則この条例は公布の日から施行する。

なお、3ページは新旧対照表になります。先ほど申しました第15条第1項第2号の項上がりの現行と改正後になります。

続いて、4ページをお開き願います。

改正する条例の概要です。

初めに、特定教育・保育施設とは、認定こども園や幼稚園、保育園のことを言い、特定地域型保育事業とは、0歳から2歳までのお子さんを保育する方の自宅や事業所内での保育、あるいは保育を必要とするお子さんを訪問して保育する場合をいいます。

今回の改正は、引用法令である就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定であった認定こども園の認定または認可に係る都道府県への事前協議を事前通知へ見直したことにより、事前協議を実施した上で認定認可後に改めて申請書の写し等の書類を送付する必要がなくなりました。

この根拠条文である同法第3条第10項が削られ、以下条項を引用する規定は項ずれを改正する必要が生じたものとなります。本則等の改正条文第15条の条文が該当になります。

施行期日ですが、公布の日から施行とします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(こども課所管部分)を議題といたします。

こども課の所管部分について、執行部より説明を求めます。

こども課長 それでは、決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

決算書の128ページをお開き願います。なお、資料の決算主要施策調書でございますが、54ページから68ページがこども課所管事業となっております。

それでは、款項目、支出済額の順にご説明をいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費、支出済額3億7,188万9,751円。主な不用額でございますが、19節の扶助費ですが、医療福祉扶助費、いわゆるマル福の残額で829万9,787円でございます。

続きまして、130ページをお開き願います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、支出済額1億8,291万2,430円。主な不用額は、1節の報酬の497万3,963円でございますが、こちらは公立学童保育所の支援員に対する賃金の残額でございます。それと、131ページ11節の役務費の453万3,377円でございますが、公立学童保育所における新型コロナウイルス感染症拡大による小学校臨時休業対応時に人材派遣による支援員の増員を見込んでおりましたが、増員せずに済んだことによる残額が主な不用額となっております。また、18節の負担金補助及び交付金の880万560円でございますが、こちらは学童保育事業の民間学童保育所に対する補助金の残額と、133ページ下段にあります保育所等感染症対策事業の補助金の残額が主な不用額となっております。

続きまして134ページをお願いいたします。

2目児童措置費、支出済額25億8,311万6,355円。繰越明許費3,185万円については、出産・子育て応援給付事業の扶助費の繰越金になっております。主な不用額ですが、135ページ12節の委託料8,834万9,500円ですが、これは民間保育所等児童入所事業で、民間の保育園等に支払う委託料の残額などがございます。また、18節の負担金補助及び交付金の不用額5,264万5,400円ですが、こちらは民間保育所等支援事業で民間保育所等に対する補助事業に係る一時保育や延長保育等を行った実績に基づいて補助金を支出した残額、病児保育補助事業の補助金、民間保育所等の整備に係る補助金の残額などがございます。その下にあります19節の扶助費の不用額8,144万403円につきましては、児童手当及び児童扶養手当の給付金の残額、繰越明許費分である子育て世帯への臨時特別給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業など、各種給付金事業の残額でございます。

続きまして136ページでございます。

下段になります。

3目保育所費、支出済額2億5,364万2,170円でございます。主な不用額は、1節の報酬の947万7,884円でございますが、こちらは菅谷保育所の会計年度任用職員である保育士に対する賃金の残額でございます。

続きまして140ページをお開き願います。

下段になります。

4目発達相談センター費、支出済額142万3,644円でございます。

続きまして、少し飛びまして146ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、支出済額5億3,216万8,067円でございます。

す。このうちこども課の所管となりますが、149ページの中ほどにございます事業名は未熟児養育医療給付事業でございまして、支出額は209万9,775円でございます。

続きまして、飛びまして250ページをお開き願います。

10款災害復旧費、2項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設現年災害復旧費、支出済額72万6,000円でございます。こちらについては、令和4年3月16日に発生しました福島県沖地震により、菅谷保育所の内外に生じた破損部分を修繕したものでございます。

続きまして252ページをお開き願います。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金、支出済額2億5,463万2,562円、こちらが前年度の事業の確定に伴い精算をいたしました国・県への返還金でございます。このうちこども課の所管分として支出した額は4,602万6,496円でございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上でこども課の所管部分を終了といたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

入れ替えをお願いいたします。

休憩（午前11時51分）

再開（午前11時53分）

委員長 では再開します。

介護長寿課が出席しました。

議案第45号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。ほか3名が出席しております。よろしく願います。

それでは、着座にてご説明させていただきます。

委員長 お願いします。

介護長寿課長 それでは、介護保険特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第45号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）になります。

4ページをお開きください。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金9,895万4,000円。歳出補正予算との関連におきまして、令和4年度繰越金の一部を財源として計上するものでございます。

歳入の説明につきましては以上となります。

続きまして、5 ページをご覧ください。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

4 款地域支援事業費、2 項介護予防・生活支援サービス事業費、4 目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費10万円。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、6,722万3,000円。令和4年度実績確定に伴いまして、国県負担金等を精算するための返納金でございます。

続きまして、6 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、3,163万1,000円。令和4年度実績確定に伴う一般会計への繰出金となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありません。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありません。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(介護長寿課所管部分)。まず、介護長寿課所管の一般会計の部分について説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、決算書の120ページをお開きください。なお、決算主要施策調書につきましては、69ページから73ページまでが介護長寿課所管事業となっております。

それでは、款項目、支出済額の順にご説明をいたします。

初めに、120ページの下段をご覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目高齢福祉費1 億1,575万6,170円。不用額の主な理由になりますが、老人保護措置事業における老人保護措置者数の見込み減による扶助費の支出減及び高齢者福祉施設等物価高騰緊急支援事業における支援金交付対象施設等の

見込み減による負担金補助及び交付金の支出減となっております。

続きまして、128ページをご覧ください。

一番下の段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、8目介護保険費7億6,822万4,000円。

続きまして、252ページをご覧ください。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金2億5,463万2,562円。国県負担金等返納金となりますが、このうち介護長寿課所管分につきましては、72万1,052円となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。質疑ありませんか。

遠藤委員 121ページの高齢福祉費の不用額ですが、先ほど扶助費でありましたけど、その上の負担金補助及び交付金の不用額の意味合いを教えてください。

介護長寿課長 こちらにつきましては、高齢者福祉施設等物価高騰緊急支援事業の中で、その物価高騰に伴いまして、各高齢者福祉施設等に支援金をお渡しする事業になっておりますけれども、当初見込んでおりました事業所数というのが施設全部を予算計上しておりましたけれども、ほかの支援金を受けた場合であったり、事業会計とは分離していなかった場合については、支援金の交付の対象から外れるということで、その外れた施設があったということで不用額が生じてございます。

遠藤委員 では、その対象となるこの高齢者福祉施設というのは市内で何か所あるんですか。

介護長寿課長 当初予算のときには、99施設で予算を計上しておりましたが、交付した事業所数については77事業所となっております。

委員長 ほかにございますか。

古川委員 施策調書の71ページの敬老事業なんですけども、事業内容のところの実績ってところで、地区活動補助金ってありますよね。8地区掛ける7万円、この7万円というのは、補助金だから、何使ってもいいのかもしれないけど、例えば敬老会をやるための補助金なのか、その辺をちょっと教えてもらっていいですか。

介護長寿課長 敬老会を開催するに当たりまして、各地区まちづくり委員会が、いろんな文書を出したり、案内状を出したりしておりますので、そういったものに、事務的経費として、まちづくり委員会が自由に使えるお金を交付しているものでございます。

古川委員 敬老会って、まちづくり委員会がやってるわけじゃないですよ。各自治会だったり、各自治会の合同でやってたりですよ。

まちづくり委員会から通知が来たことは1回もないけども。

介護長寿課長 令和4年度までなんですけれども、まちづくり委員会において、敬老会開催事業をするか、記念品配布事業にするかは、まちづくり委員会単位で決定をしていただいております。

ですので、まちづくり委員会が取りまとめの上、各自治会で実施をしているという状況

だったものですので、まちづくり委員会のほうに7万円ではありますけれども、補助金のほうを交付してございます。令和5年度からにつきましては、敬老会開催、もしくは記念品配布を、自治会単位で選択できるように改正をしてございます。

古川委員 うちの自治会が単独でやってるから、あんまりそういうのを気にしないのかもしれないけど、まちづくり委員会が通知を出したり、記念品にするか、敬老会をやるかなんて各自治会の判断に任せてるはずなんだけど、まちづくり委員会が記念品にするか敬老会やるかって決めているところがあるんだ。

介護長寿課長 令和4年度までにつきましては、敬老会開催にするのか、記念品にするのかは、まちづくり委員会単位で決めておりまして、まちづくり委員会が各自治会から意見を聴取しまして、今年は敬老会やるか、それとも記念品にするかというのはもう全てまちづくり委員会で決めていただいております。

古川委員 ということは、例えば何々地区まちづくり委員会が今年は敬老会やらないってなったら、どこの自治会もやらないんだ。自治会の判断でやるとかやらないと決めてんじゃないんだ。

そうなの。分かりました。ちょっと後で僕はちょっと個人的に確認しますけど。

うちの自治会しか知りませんが、うちの自治会は敬老会やって、記念品、また別にもらってますけど。というのは、敬老会は敬老会で、その活動補助金か何かで多分やりくりしているのか、それとも例えば1人1,030円、これ対象者全員に配布しますよね。その1,030円の中で、例えば、飲み食いであったり記念品、その中でもしかしてやってるかもしれないけど、だから、敬老会やったら記念品が出ないとかっていうことはないんだけど。どういうことなんだろう。

介護長寿課長 そのまちづくり委員会によっても違うとは思いますが、敬老会をやるときに、どなたかが出席するのか分からない人もいますので、招待状をお持ちしながら記念品のタオルを配ってたりするような自治会もございます。

ですので、敬老会を開催するから記念品が出ないというよりは、そのまちづくり委員会のやり方というのもあるとは思いますが。

古川委員 分かりました。それで、取りあえず説明は分かりました。僕はちょっと個人的に後で確認しますが、まちづくり委員会とか自治会に。ありがとうございました。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 なければ、一般会計について質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

休憩（午後0時06分）

再開（午後0時59分）

委員長 それでは再開いたします。

午前中に引き続きまして、議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（介護長寿課所管部分）、まず介護長寿課所管の一般会計は先ほど終わりましたので、失礼しました。

午前中は一般会計を終了いたしましたので、午後からは、介護保険特別会計（保険事業勘定）の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 引き続きよろしく願いいたします。

それでは、決算書の318ページをお願いいたします。

款項、収入済額の順にご説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料10億7,391万6,406円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、9 万9,900円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、7 億8,052万2,924円、2 項国庫補助金 2 億4,339万9,941円。

320ページをご覧ください。

下段になります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、11億6,792万7,000円。

322ページをご覧ください。

2 段目になります。

5 款県支出金、1 項県負担金、6 億4,372万9,276円、2 項財政安定化基金支出金、こちらについてはゼロになります。3 項県補助金3,323万7,811円。

6 款財産収入、324ページをお願いいたします。1 項財産運用収入 5 万3,077円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 7 億2,707万3,000円。

326ページをお願いいたします。

2 項基金繰入金、こちらはゼロとなります。

8 款繰越金、1 項繰越金、4 億5,013万735円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料19万6,965円。2 項預金利子、ゼロになります。

3 項雑入449万8,059円。

介護保険特別会計歳入の説明については以上となります。

委員長 説明は終わりました。質疑ありませんか。

遠藤委員 ちょっとごめんなさい。当たってる場所がここでいいのかなんですが、調書の172ページはこれで、ここでいいんですかね。

地域包括支援センターの委託の事業の内容は、この特別会計で大丈夫ですか。違うのかな。

介護長寿課長 今現在、歳入の説明になります。

遠藤委員 はい、また後で。

委員長 なければ、質疑を終結します。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、決算書の328ページをお開きください。なお、決算主要施策調書につきましては、170ページから173ページまでが介護長寿課所管事業となっております。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費5,760万7,810円、不用額の主な理由になりますが、職員人件費における職員手当等の支出減及び介護保険事務費における備品購入費で、介護認定審査会業務等で使用するタブレット等を購入しておりますが、こちらの入札差金となっております。

続きまして、2 項賦課費、1 目賦課費168万8,139円。3 項介護認定審査会費、330ページをお願いいたします。1 目介護認定審査会費524万5,609円、2 目介護認定調査等費2,860万5,990円。不用額の主な理由になりますが、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとしまして、国から新型コロナウイルス感染症の影響により面会が困難な場合、認定有効期間に12か月の範囲内で、期間を延長できるというふうに示されておりますので、主治医の意見書の作成の件数や要介護認定調査等の件数が減少しております。役務費、委託料の支出が減になったことによるものでございます。

続きまして、4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費28万2,535円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費40億9,556万6,299円。不用額につきましては、約1億5,000万円ございますけれども、介護サービス利用の見込みが減ったことによるものでございますけれども、執行率につきましては96.43%、支出済み給付額の約0.4か月分という状況になっておりますので、ほぼ見込みどおりの予算執行であったというふうに考えております。

続きまして、2 目審査支払手数料352万7,103円。2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費9,628万6,005円。2 目高額医療合算介護サービス費1,225万4,840円。高額介護サービス等費につきましては、過去の実績や伸び率などを基に算出して計上しておりましたが、想定していたよりも伸び率が低くなっておりまして、負担金に不用額が生じております。

続きまして、3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、こちらについてはゼロになっております。

332ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費4,694万7,736円、2 目任意事業費1,149万3,257円、3 目在宅医療・介護連携推進事業費785万3,551円。

334ページをご覧ください。

4目生活支援体制整備事業費1,275万5,135円、5目認知症総合支援事業費2,006万4,444円。2項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費8,837万4,317円。不用額につきましては800万円ほどございますけれども、訪問型サービスや通所型サービスの利用者の見込み減によるものとなっておりますけれども、執行率は91.6%、支出済み給付費の約1か月分という状況であることから、ほぼ見込みどおりの予算執行だったというふうに考えております。

続きまして、2目介護予防ケアマネジメント事業費1,184万5,328円、3目高額介護予防・生活支援サービス費6万8,537円、4目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費5万619円。3項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費1,504万8,960円。

336ページをご覧ください。

4項その他諸経費、1目審査支払手数料35万8,815円。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金3億716万3,000円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金95万6,330円、2目償還金5,880万9,964円。2項繰出金、1目一般会計繰出金2,279万5,813円。

3項利用者負担額軽減費、1目利用者負担額軽減費12万9,371円。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、ゼロとなります。

介護保険特別会計歳出の説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

遠藤委員 先ほどは失礼しました。

この調書の172ページで地域包括支援センターの事業があるわけですが、そもそもトータルが4,600万円程度ですが、ちょっとここ5年ぐらいのちょっとこの事業費っていうのはどれぐらいの推移になってるか教えていただいてもいいですか。

介護長寿課所管 高齢者数は増えてはいるのですが、事業費についてはほぼ横ばいで推移しております。

遠藤委員 分かりました。いろんな事業所の話を当委員会でも伺ってきているところによると、いろんな、当然現状に合わせた運営の質を上げていく必要があって、当然ご承知でありましょうけれども、例えば、そこで専門的な人材をもっと確保していく必要があるというようなことの声聞いておりますから、そうしていくと、この委託料の中でそれぞれの3法人がある程度努力をしながら運営をしていただくということになると思うんですけれども、この委託料をどういうふうに、例えばこちらのほうとして現場の声を聞いて上げていかなきゃいけないとすれば、これは国・県の財源が入っていますけども、市として現状に合わせて、そういうふうな委託料をもう少し上げてあげるとか、そういうふうにしていくような検討っていうのは今のところ、どういうふうに行っているのかを

教えてください。

介護長寿課長 市のほうでは、毎年7月ぐらいに実施計画というのをやっております、その中で、来年包括のほうで、幾らぐらいの委託料が必要なのかという見積書を提出していただいております。

もちろん中身のほうは精査をしておりますが、いろいろな包括の要望、こういうものが必要だというのはきちっと聞き入れて、必要なものは必要なものとして委託料の中に計上させていただいております。

包括のほうからきちっと話は聞いております。

遠藤委員 分かりました。お話は聞いていただいているというふうには思うんですけども、まさしくやっぱり対象の高齢の方も増えてくるであろうし、恐らく単純に作業も増えれば、人を必要になってくる部分があるだろうと、あと、恐らくいろんな時代の要請に応じてこの地域包括に求められていく事業というのがいろいろとまた増えていくということも大いにありますので、そういった意味ではしっかりとヒアリングを行っていただいて、適切な事業費を決めていただければと思いますのでよろしく申し上げます。

花島委員 認知症総合支援事業費の中で、認知症初期集中支援推進事業っていうのがあるんですが、これ具体的にどんなことをやってるんでしょうか。

介護長寿課長 認知症初期集中支援事業についてということによろしいでしょうか。こちらでは、認知症の早期診断とか、早期対応を目的といたしました認知症初期集中支援チームというのを設置しております、これは栗田病院とか、やはり地域包括支援センターのほうに委託をしております、認知症になられても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、いい環境の中で暮らしていただけるように、認知症の方や認知症が疑われる方、またその家族に対して、早期実施や早期対応に向けた支援を行うことを目的としております。

花島委員 そうすると、市民で認知症、あるいは認知症の疑いがある人がそういう、そのサービスを受けるきっかけになるのはどういうところなのでしょう。

介護長寿課長 やはり地域包括センター、もしくは市のほうに、そういった認知症なのかなとか疑われるという相談があったときに、ご家族とかがどうしたらいいのか分からないとか、あとは本人が受診拒否をしているといった場合に、このチームが関係して支援をしております。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結します。

以上で介護保険特別会計（保険事業勘定）の質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

ご苦労さまでした。

休憩（午後1時18分）

再開（午後1時19分）

委員長 再開します。

保険課が出席をしました。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（保険課所管部分）を議題といたします。

保険課所管の一般会計の部分について説明を求めます。

保険課長 保険課長の横山です。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひします。

座って説明させていただきます。

それでは、決算書の116ページをお開き願ひます。決算主要施策調書は75ページになります。

款項目、支出済額の順にご説明をいたします。

116ページ中ほどになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費11億4,998万8,339円、このうち、保険課が所管しますのは、119ページ丸印の上から3つ目国民健康保険特別会計繰出金3億6,676万5,277円でございます。

続いて127ページをお開き願ひます。

4目国民年金費23万9,565円。

5目後期高齢者医療費7億8,280万8,875円。不用額は910万5,125円となっております。不用額のうち、主なものは後期高齢者医療事務費のうち129ページの委託料692万8,128円となっております。こちらの委託料は、高齢者健診の委託料となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等で受診者が減少し、徐々に、現在回復傾向にはありますが、いまだ新型コロナウイルス感染症拡大の前の水準には戻っていないため、残額が発生しております。

次に、同じページの上から3つ目の丸印の事業、高齢者健康づくり推進事業につきましては、決算主要事業施策調書の75ページをご覧願ひます。

こちらは令和3年度からの事業となりまして、後期高齢者の保険事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康寿命の延伸と医療や介護といった社会保障費の抑制を図る事業となっております。令和4年度の執行済み額は410万3,039円です。事業内容としては健診の結果から、血糖値や血圧の値が高いにもかかわらず未治療である人に対して状況を確認し、継続的な検診の受診や治療につなげるための個別支援を行ったり、高齢者サロンなど、各地区の通いの場や地域包括センターが行う講座等に出向き、保健師や管理栄養士、歯科衛生士がフレイル予防などの出前講座を実施いたしました。実施件数につきましては、個別的支援が57人、通いの場への関与等につきましては、実

施箇所が44か所、参加者は延べ828人となっております。

決算書のほうに戻りまして、7目高額療養費貸付金76万円。

次のページをお願いします。

9目出産費資金貸付金ゼロ円。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、一般会計についての質疑を終結いたします。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは国民健康保険の特別会計のほうになります。

決算書の278ページをお開き願います。

歳入になります。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税10億5,319万6,953円です。国民健康保険税につきましても、現年分と滞納繰越分を合わせた収納率は88.53%となり、前年度と比べ0.4%伸びております。

次のページをお開き願います。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料56万100円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金27万4,000円。

4 款県支出金、1 項県負担金1,308万円。

次のページをお開き願います。

2 項県補助金37億1,774万9,967円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入3万9,787円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金3億6,676万5,277円。

2 項基金繰入金ゼロ円。

7 款繰越金、1 項繰越金7,494万4,688円。

次のページをお開き願います。

8 款諸収入、1 項延滞金及び過料840万2,355円。

2 項預金利子ゼロ円、3 項雑入298万4,632円。

歳入につきましても以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑事項ございますか。

(なし)

委員長 ないようですので、なければ質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 決算書の288ページをお開き願います。決算主要施策調書は162ページから167ページになります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費5,756万784円。2 目連合会負担金165万7,160円。

2 項運営協議会費、1 目運営協議会費17万8,888円。

3 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費68万6,224円。

次のページをお開き願います。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費31億6,813万3,531円です。こちらにつきましては、決算主要施策調書の162ページをご覧ください。

令和4年度の決算額につきましては、前年度と比べ1.16%減少しております。国保の被保険者数は、高齢化に伴い、後期高齢者医療制度へ移行していることや、社会保険の加入要件の拡大などにより、年々減少しておりますが、医療の進歩等により、1人当たりの医療費は増加傾向にございます。

2 目退職被保険者等療養給付費ゼロ円、3 目一般被保険者療養費2,107万9,234円、4 目退職被保険者等療養費ゼロ円、5 目審査支払手数料1,423万8,033円。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費4億2,435万7,194円、2 目退職被保険者等高額療養費ゼロ円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費48万6,984円、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費ゼロ円。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費ゼロ円、2 目退職被保険者等移送費ゼロ円。

次のページをお開き願います。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金711万6,000円、2 目支払手数料3,150円。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費470万円。

6 項傷病手当諸費、1 目傷病手当金95万2,457円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分9億800万1,505円、2 目退職被保険者等医療給付費分97万7,252円。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分3億6,150万3,306円、2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分44万6,098円。

3 項介護納付金分、次のページをお開き願います。

1 目介護納付金分1億2,195万8,714円です。事業費納付金につきましては、決算主要施策調書の164ページから166ページになります。

国民健康保険は、平成30年度から県との共同運営となり、市町村から県に納付金を納めております。令和4年度は164ページの医療給付費分につきましては、前年度比5.04%

の増額となっております。165ページの後期高齢者支援金等分は前年度比4.90%の減額となりました。166ページの介護納付金分は、国保被保険者のうち、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者が負担しているもので、前年度比2.57%の減額となりました。

決算書に戻りまして294ページになります。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金83円。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費258万3,068円。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費3,695万6,649円です。不用額の主なものは、健診関係の委託料で1,317万9,674円となっております。

決算主要施策調書の167ページをご覧ください。この事業は、国保加入者のうち40歳から74歳までの方を対象に実施している特定健康診査等に係る費用になります。新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等で令和2年度に受診率が落ち込み、その後、徐々に受診者数が回復傾向にありますが、令和4年度の特定健診受診率は今現在暫定の数字なんです、37.2%となっております、下の表に令和3年度までの受診率の推移を載せておりますが、まだ新型コロナウイルス感染症拡大前の水準までは戻っていない状況となっております。

決算書に戻りまして、294ページの下段になります。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目支払準備基金積立金5,377万3,000円。

次のページをお開き願います。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、367万3,029円、2目退職被保険者等保険税還付金ゼロ円、3目償還金44万6,000円、4目一般被保険者還付加算金4万2,600円、5目退職被保険者等還付加算金ゼロ円。

8款予備費、1項予備費、1目予備費ゼロ円。

歳出については以上でございます。よろしくお願います。

委員長 説明は終わりました。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で国民健康保険特別会計（事業勘定）の質疑を終結いたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の審議に入ります。

歳入について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の346ページをお開き願います。

歳入になります。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

1款保険料、1項後期高齢者医療保険料6億4,089万4,510円です。現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率は99.38%で、前年度と同じ数字となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料9万7,720円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 億4,999万2,437円。

4 款諸収入、1 項延滞金及び過料 7 万8,900円。

2 項償還金及び還付加算金34万9,000円。

次のページをお開き願います。

3 項雑入38万6,000円。

5 款繰越金、1 項繰越金133万5,698円。

歳入につきましては以上でございます。よろしく願います。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結します。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の350ページをお開き願います。決算主要施策調書は175ページになります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金、7 億9,063万4,987円。

決算主要施策調書の175ページをご覧願います。

こちらは、低所得者について軽減した保険料の市負担分、それから、市で徴収した保険料と延滞金を広域連合に支払うものですが、高齢化に伴い、被保険者数が増加しており、納付金も年々増加しております。

決算書に戻りまして、350ページになります。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、35万5,000円、2 目還付加算金ゼロ円、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金ゼロ円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円。

歳出については以上でございます。よろしく願います。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結します。

以上で、後期高齢者医療特別会計の質疑を終結いたします。

以上で、議案第47号、令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入れ替えをお願いします。

休憩（午後1時41分）

再開（午後1時41分）

委員長 再開いたします。

執行部関係者が出席をいたしました。

これより議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

まず討論ございませんか。

（なし）

委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

議案第47号の採決を行います。

議案第47号は原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり認定すべきものとするに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

休憩（午後1時43分）

再開（午後1時44分）

委員長 では、再開します。

次は、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

最初に、事務局に請願書を朗読させます。事務局、お願いします。

書記 それでは今、サイドブックスに通知を送りました請願第2号をご覧ください。

請願第2号。紹介議員、那珂市議会議員、笹島猛。

教職員定員改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。

請願趣旨になります。

学校現場では、子供の貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が、段階的に35人に引き下げられました。小学校だけにとどまることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の

引下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の政策として、定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子供の学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において、本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

次が請願事項になります。

1、中学校での35人学級を早急に実施すること、またさらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

2023年8月24日。

請願者、茨城県水戸市笠原町978-46、茨城教育会館2階、茨城県教職員組合執行委員長、中山幸男ほか234名となっております。

次のページが意見書案となっております。

こちらにつきましては先ほどの請願趣旨、請願事項と同様の内容になっているので割愛させていただきます。

今回の意見書提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣となっております。

また、昨年令和4年第3回定例会のときに提出された請願と内容としても同様なものとなっております。

委員長 今、事務局の朗読、趣旨説明が終わりました。

何かご意見、質疑等ございますか。

古川委員 ちょっと事務局に確認なんですけど、請願事項で中学校での35人学級をというのは今回初めてじゃなくて、前回はそうでした。本当。

2021年3月に改正になって35人になったんですよね、小学校が。だから去年、22か、22から変わっている。中学校になったということ。

今回変わったわけじゃないってことね。

書記 変わっていないです。

去年は今回と同じ内容になっていて、その前の年からちょっと内容が違っていた記憶が

あります。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかにございますか。

遠藤委員 那珂市議会においても、毎年この趣旨には賛同して出しているということだと思えますし、またこの請願の趣旨はこのとおりだというふうに思いますので、採択をして意見書を出すべきと考えます。

花島委員 別に請願に反対するわけじゃないんですけど、茨城県知事は出さないですかね。提案者は説明に来てないから、分かんないんですけど。

国庫負担に関する部分だけを言ってるんですか。

委員長 国庫負担制度ですね、これ。

花島委員 そうだな、国庫負担制度に関わる意見書と書いてあるわね。分かりました。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 なければ終結をいたします。

それでは、これより討論に入ります。

(なし)

委員長 討論はないようですので、討論を終結します。

これより請願第2号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 全員賛成ということで、請願第2号は採択すべきものと決定いたしました。

なお、本会議で採択された場合は、意見書を提出いたします。

続きまして、次の議題になります。

茨城県市議会議長会令和5年度第1回議員研修会の参加者について協議をいたします。

令和5年11月20日月曜日から11月21日火曜日、茨城県市議会議長会の令和5年度第1回議員研修会がございまして、研修会場は北茨城市で、宿泊研修となっております。

教育厚生常任委員会からの出席者1名を選出したいと思っております。研修会への参加を希望される方はいらっしゃいますか。

宿泊施設のほうが、1泊をしております、何か相部屋ということもございまして。

11月20日と21日です。月曜、火曜日。

この辺はこの間、13号の影響でちょっとありましたけれども、防災の。

どなたかいらっしゃいませんか。重ねてお聞きしますが。

宿泊は翌日の見学というか、視察というのがありますけれども、それはなくて、当日だけというのがありますよね。

原田副委員長、それでは、お願いしたいと思います。

それでは、当委員会からの出席者は原田副委員長といたします。

よろしくお願いいいたします。

次に、議員と語ろう会について協議したいと思います。

8月5日に開催されました議員と語ろう会について、各会場での当委員会に関するご意見についてサイドブックに掲載をしております。

まず意見や質問について、対応のほうを分類していきたいと思います。

これ、分け方は前回のもの、昨年のもと一緒にです。

①意見要望として承り、執行部に伝えるもの。

②質問内容について調査し、回答が必要なもの。

③意見として聞くのみで対応しないもの。

この3つに分類したいと思います。

それでは、上から順に分類をしまいたいと思いますが、なお、子育てについてですけれども、当委員会所管外のご意見もたくさんありましたが、こちらは③の意見として聞くのみとしたいと思います。それはそれでよろしいですかね。

それでは最初の質問、常陸太田市のじょうづるはうすのような子供が安全に遊べる場所が欲しいというご意見に対しては、これは1番か2番か3番ということなんですが。

原田委員 2番の質問内容について調査し回答が必要なものってなりますと、ちょっと委員会として日にちがないのかなと思ったんですが。調査する時間、日にち、どうなのかなと思ったんですけど。

委員長 エンドはもう12月議会ですね。

今のこの常任委員会で調査して回答を出せるということであれば、そういうふうになりますので、確かに時期的には、非常に厳しいものがありますけれども、その辺どうしましょうかね。伝えるだけっていうことになる。ちょっと。

花島委員 正直言って質問の意味がよく分からないんです。

要するに、じょうづるはうすのようになっていうのはどういうふうになのか、安全に遊べる場所がある人となない人もいますよね。那珂市内で。だから、どういうふうに答えたらいいのか、市としてもこういうふうに漠然と言われても困るかなって思う。

気持ちは分かりますけどって感じですかね。

具体的にどこそこの地区にとか言うのあれば、またちょっと違うわけだけど、那珂市全体でどこの地区も、那珂市広いですから、どこの場所でも、安全に遊べる場所が欲しいということなのかもしれないけど、そうするとそれはそれですごく大きな話になっちゃって、はて、どうしたもんか。言われた執行部も困るかなと思って。

趣旨は、反対じゃないんだけど、具体化は難しいと思いました。

番号1だけでしょう、取りあえず。

(「全体の話」と呼ぶ声あり)

委員長 副委員長が言ったのは、全体で、この質問については調査して回答が出せるものなので、回答は出ないかもしれないけれども、結論を出してということになると、ちょっと日程的に厳しいですねと、これ全体の分なんですけど。

日程的に厳しくて、調査まではできないよねというところもありますけれども、どこまで調査して、本来はこうしてくださいってのが一番ベターなやり方ですけども、ここまでやったけど、これとこれ、こうやってねっていうのもちょっと難しいのかな。

遠藤委員 確かにそういうところあるから、今9月で、今度12月、この間10月、11月って委員会って、閉会中は開いて、何かをするご予定っていうのはどういったものがあるんですか。

委員長 今やっています調査活動、子育てについてを、今日もやりますけれども、振り返りをして、執行部に対して提言ないし、どういう形で回答というか報告してこうして、要望等も出すのであれば、そこまでまとめておきたいなというところですよ。12月のときに、要望をするという予定には、概略考えています。

遠藤委員 そうすると、本当にもう、あまり間がないので、確かにそんな、個々のご意見に対して調査できないと思いますが、もし、これからの委員会の中で調査をして、それに合致するようなものがもし部分的にあるのであれば、これはちょっと残りの一、二回の調査の中でも検討できるものなのかなっていうところがあるんだとしたら②になるだろうし、ということの可能性を考えれば、①か③かだけの2択じゃなくてもいいような気はしますが、ただちょっとかなり難しいのは難しいと思いますけど、そこからどう考えればいいんでしょうね。

委員長 去年はたしか調査まではしてなかったと思います。

何項目かあって、執行部には伝えましたけれども。

遠藤委員 今後の我々の委員会の調査は調査として、これに関しては正直①か③かで、ばあつと決めていくということが現実的なのかなと思いますけど。

あとは見ていく中で、これはこれぐらいは②でいけるかなぐらいのものがあれば、あるとしてただ1か3かで、ばあつと決めていくというふうにしないと、ちょっと数も多いですからね。43個ありますから。

もうそれでいいんじゃないかと思いますけど。

委員長 それで、ページは3ページありますけれども、後半34から43、約10項目については、当日の語ろう会の中で回答済みということで、お答えはしている項目もありますので、実質的には33までかなというところがあります。

(「33あるか」と呼ぶ声在り)

委員長 それもまた大変な。

(複数の発言あり)

委員長 はい、そういうことですね。

決まってるわけじゃないです。

1番から、じゃあ、番号1、常陸太田市のじょうづるはうすのような子供が安全に遊べる場所が欲しいについては、①か②か③かという①。

(複数の発言あり)

花島委員 意見要望として賜りっていうのは、執行部にこういう意見があったよと伝えるのか、我々の要望として伝えるのかって違うんですね。

だからこういう要望があったよって伝えるのは、どの要望も伝えても、よっぽど変なものじゃない限り。それだったら、伝えるのはいいと思います。

遠藤委員 要望として伝える。

花島委員 いや、こういう要望があった。我々の要望ではなくて。

委員長 だから、当委員会の主管は除いて、素直に市民の方からこういう要望意見がありましたというふうにお伝えするというの。

遠藤委員 そうなると、今日、これ我々、教育厚生常任委員会でやってますけど、その前に産業建設、総務生活やってるじゃないですか。

ほかの委員会はどういうスタンスこれ取り決めされたか。1と2の3の在り方ってどんな感じで決まったのか、ちょっと教えてもらえると、いいのかな。

つまり、今の花島委員おっしゃったように、これ市民の要望をそのまま伝える、これを1としてやるのか、要望をちょっと我々の意見も踏まえて、要望書みたいな感じで出すような決め方にしたのか。

例えばこの①の扱いにしても、どういうふうに前の2つの委員会は決まったのかっていうとどんな感じですか。

事務局長 ただいまのご質問でございますけども、総務生活と産業建設の2委員会でこちらのほうの出された意見の部分で検討して、委員のほうで検討していただきました。

一番意見要望として賜りっていう部分で、執行部に伝えるものについては、本当に単純にこういったご意見をいただきました、こういったご意見があるので、ご検討くださいというようなふうな形で決めてる感じを私は受けました。

2番につきましては、やはり、先ほど副委員長からご意見もあったとおり、期間的な部分、時間的な部分もありますので、本当に単純に執行部のほうにこの部分を確認して、これは回答もらえるんじゃないかなっていうものについて、2にしていたような印象を私は受けてます。

3番の意見として聞くというものについては、どちらかといいますと、その意見をいただいた方のほうで、何となくこんな感じ、こういうふうに私は思ってる、私はこういうふうに感じてますみたいなものについては、ご意見を賜るのみにしましょうっていうふうな、本当に大きなくくりで言っちゃうと、そんなイメージだったかと思います。

遠藤委員 分かりました。3番に関してはどっちかという、まさしく個人の主観というか感想というか、そういったものなのであれば、これは市に政策提案として上げるところまでは要らないかなというのが③というような範疇であって、やっぱり基本は、そのまま市民の声をそのまま市に伝えようというのは、1として上げるとそういうふうな分類の仕方です。一とやっていけばいいという、そういう感じなんじゃないかな。それでいいと思いますけど。

事務局長 ただいま遠藤委員のほうからそういったご意見で、あとその中に、その主観的に、市民の方の感想的な部分でも、やはりその中で、ここの部分についてはやはり市に伝えるべきだよねっていうものについては、やはりそういった形をとってますので、あと、例えば今回ですと、教育厚生常任委員会の中で、所管事務調査のほうも行って、今後、先ほどご意見もあった要望書を出すかもしれないというところですから、そういったところに載せてくるところもあるのかなというふうには感じてます。

花島委員 委員会として出すか、それとも、議会として出すんですか。

それ、どっちなんですか。

委員長 委員会の所管のところを、議運のほうへ提出して、議会として、これこれこれ、こういうことでしたというふうな振り分けになるんですよ。

たしか、去年はそうだったと思うんですが。

古川委員 例えば委員会で、例えばこの1番が何、1番が何で、一つずつやっていきますよね。その1番に上げたものを、各委員会のやつをまとめて渡すというだけでいいんじゃないですか。

要望書となるとやっぱり我々の意見も加えなきゃいけないですもんね。この要望書となると、あくまでもこういう意見がありましたというふうにするだけだったら、今回1とつけた、各委員会が①とつけたものを、各委員会のやつを集めて、こんな意見がありましたって、それこそ担当課に渡すぐらいのことでもいいんじゃないのかなと思いますけど。

ただ具体的にどうするっていう話は申し訳ございません。してないです。

委員長 そうだと思います。当委員会でどうしてもやっぱりここについては、引き取って、少しみんなで討議して、調査なら調査する方向でやって、途中段階のところであんな感じだったんだけどっていう話で上げてもいいでしょうし、私は次回、また、構成メンバーは変わりますけれども、次期の常任委員会の方々に、前回我々はこういうことで調査事項として、検討項目に入れておきました。ぜひ、引き継いでやってくださいねっていう表現もできるのかなっていうのはあるんですよ。

だからこの中でいうと、回答が必要なものって、これは執行部に全部投げても、そのまま回答してくださいねって、我々が聞いて今度また挙げて、これで回答がありましたというので載せてもらうということになるんじゃないかな。

古川委員 ごめんなさい。議員と語ろう会、私、総合司会したんで、ずっとその委員会のやつ聞いたわけじゃないんですけど、調査して回答しますなんていう回答をされたんですか。その中で。そういうのがあったんですが、そういう案件は。

委員長 それはないですね。

古川委員 ないんだったら、2番はないと、もうないと分かってますよね。見るまでもなく。

委員長 だから、要は、もう2番だけがどれかなって候補は、それを探れば、あと、1番か。もういいのかなという気はするんですけども、当日、会場でこれは調査しますんでっていうお約束っていうのはない。

お聞きしたものは、必ず執行部に伝えますっていうのは、必要あれば、それは言ってますから、そこまでの回答ですから。

古川委員 調査して回答するものってというのは多分、議員と語ろう会の中ではないですよ。

ただその一つ一つの、これもものすごい重要なことだよって、これはちょっと委員会としても、今後、このメンバーでやるかどうかは別として、次期、改選後のっていうこともあるでしょうけど、これはちょっとじっくり時間をかけて調査すべきだよっていうものが、もしあるのであればそれは2番にすべきなんだろうけど、ただそれを今、今期中にやるかどうかはまだちょっと別で。調査して回答しますっていうものはないわけですよ。なかったわけですよ。対住民との約束はないんですよ。

花島委員 5番は、オリジナルがないので調査中と回答済みっていうんですけど、これはいいんですか。

副委員長 5番、多分で申し訳ないんですけど、議員と語ろう会の日、こういう施策があるかっていうところで、ただいま委員会では子育てについて調査中って回答をされてたような気がします。

そういう意味での調査中だと思うんですけど。

花島委員 ああ、そうですか。

要するにどういう施策をオリジナルで作れるかっていうことを調査中という意味で答えたと。

委員長 これは現行やっている調査活動の中でというイメージで言ってますね。

花島委員 進行なんですけど、大体、要するに委員会の要望として云々ではないということは一致していきたいと思うんで、もう順番に番号振ってたらどうですか。①②③、多分ほとんど①で、幾つかは②、③になって、②があるかないかだと思います。

委員長 では1番から、常陸太田市のじょうづるはうすですけど、子供が安全に遊べる場所が欲しい。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 これは、①か。①ですね。

2、公園が寂れてしまっている。それぞれの地域に合わせた公園を整備するための施策

を打ち出してほしい。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①。

3、夏休み、家にいるお子さん、児童館など自由に使えて遊べる場所がない。交流センターも開放されてないので子供たちが自由に集まれる場所が必要。親が送っていくのではなく、子供たちの身近な地域に子供たちが自分で行ける範囲でそのような場所があればいいと思う。これは遊び場所ですね。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①。

次、4、身近に、未就学児と親と一緒に遊べるスペースがない、トランポリンがある遊具のそろった公園など、親と子供が自由に遊べる空間を作ってほしい。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①。

5、那珂市独自で子育てについての施策は何かあるのか。

オリジナルがないので調査中と回答済み。

(「③だな」と呼ぶ声あり)

委員長 これは、③。

(「対応しないものという意味では③で」と呼ぶ声あり)。

委員長 6、子育てにはコスパが、お金がかかる。扶養控除を上げて2人目以降の税金を免除するなど、那珂市は子育てに係るお金のかかり方を下げ、父兄の負担を減らしてほしい。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①。

7、若い家庭で一番苦勞しているのはお母さんだと思う。昔は同居でおじいさん、おばあさんサポートがあったが今はない。1人で苦勞している若いお母さんを24時間サポートする制度をつくってほしい。少しの時間、赤ちゃんを預かってくれるところが欲しい。社会全体でサポートすべきであると。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①。

8番、子育ては母親には負担がかかりすぎると思うから、男性も家事を手伝う時代かなと思う。若い両親の働きやすい環境、子育てしやすい環境、世帯給付金を整える必要がある。

(「①」と呼ぶ声あり)

遠藤委員 委員長①ですねとか、③ですねとか、マイクを通して言ってください。

委員長 ①ですね。

9番、子育てに関する施策に強力な指導力が必要だろう。

(「③」と呼ぶ声あり)

(「③かな」と呼ぶ声あり)

委員長 ③ですね。

10、子育てについては明石市が有名。那珂市は参考にしていますか。

(「③」と呼ぶ声あり)

委員長 ③ですね。

遠藤委員 参考にしてくれという意見だったら、①でもいいけどね。

委員長 では③。

次、11番目、子育ては小さいときからも含まれ、予算に関心が出た。幅広く課題がある。

(「③」と呼ぶ声あり)

委員長 ③。

12、孫が学童にお世話になっているが、学童がよいので満足している。よい状態を維持するためにも学童に対する処遇を手厚くしてほしい。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①。処遇。

花島委員 これ、①でいいと思うんですが、この言っている処遇って、学童って、学童クラブ。

委員長 学童保育のことですね。

花島委員 お世話になってるのが、学童クラブっていうのは分かるんだけど、その学童に対する処遇を手厚くしてほしいというのは……

委員長 学童全般ではないと思います。

言っているのは、この場合は学童が頭にありますので、学童。

では①ということですね。

次が13、部活について。少年団と部活の均衡。先生がいない。ボランティア活動にいわき市が動いている。先生にだけ負担をかけられない。市として文化振興を図り、ボランティアを活用してはどうでしょうかと。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 これは①だな。ボランティアの活用はどうかということ。

①ですね。

14、子供の数が少ないため、クラス替えのない学校は嫌だと孫が嫌がる。そうすると那珂市に住むことも嫌がるということになる。菅谷だけでなく各地区に人が増え、若者を集める市になってほしい。

これは2つあるね。

(複数の発言あり)

委員長 クラス替えもできなく、やってほしいというのも要望。

①ですね。

15、立哨当番をする人がいない。高齢化、ボランティアではあるが、補助制度があれば、人が増え、当番者の負担も減るのではないか。

副委員長 これは所管外。

委員長 立哨当番は。

(複数の発言あり)

委員長 では、①ですね。

16、立哨当番をしているが、子供の名前が分からない。子供が減ってきている、子育てとは、地域の関わりも大きいのではないかと思う。

ということで。

(「③かな」と呼ぶ声あり)

委員長 ③ですね。

17、こども会と自治会に入会しない家庭が多い。新築世帯が自治会にも、こども会にも入らない。共働き、子供の習い事は夜、毎日遅くまで忙しい。自治会の仕組みがよく分からないということもあるので、市からはよく説明してほしい。

太鼓の練習にも子供たちは集まらない。

(「①でしょう」と呼ぶ声あり)

委員長 ①。

18、給食費の無償化を早急にしてほしいと。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①。

それから19、給食費無償化には反対である。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①。

(「両方意見があるから」と呼ぶ声あり)

委員長 両方意見ありましたね。では、18、19ともに。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ともに①ですね。

20、各自治体、同じ施策をして、人口の引っ張り合いでしかない。給食費無償化や児童手当は親が使ってしまった。昔では考えられない。親に対しての教育を重要視したほうがよいと思う。義務は果たさず、権利だけを主張する傾向にある。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①ですね。

21、ランドセル無償化、水はペットボトル1本でも支給してもらえると助かるのに、那珂市ではなぜないのか。

これ学校に対してですね。

(複数の発言あり)

委員長 水、これは①ですね。

22、不登校の場合、教育支援センターに行くのは一部である。外に出ていけない家で、ひきこもりの児童に対する支援が必要ではないか。

(「これは①」と呼ぶ声あり)

委員長 22、①ですね。

23、学校のプール授業が年に1回しかない。もっとプール授業を増やしてほしい。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①かな、①ですね。

24、知らない人には挨拶をしない教育になっている。地域で子供に声をかけたり、挨拶をしたり、子供を見守る地域にしたい。

これは①かな。

(「①かな」と呼ぶ声あり)

委員長 ①ですね。

25、部活などで大きな大会に出場したときなど、横断幕を掲げるなど、市で応援してほしい。

市として、小中一貫校であれば、小中学校の体操服も統一してほしい。小学高学年で、ちょうど買い替え時期に当たり、その後すぐに中学校の体操服もそろえるのは、経済的にも大変である。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①ですね。

26、少子化は無精子症が最大の原因、体外受精には費用がかかる。食べ物の問題である。遺伝子組み換えに使用する女性ホルモンが原因だ。子供手当は車検に使われているという。これで意味があるのか。少子化の対策として、種苗や農業に力を入れるべきである。

(複数の発言あり)

委員長 ③ですか。26は③。

花島委員 種苗や農業の部分は。

委員長 種苗や農業の部分は、力を入れるべき。これはでは①にしておきますか。

花島委員 そこだけ残す。

委員長 ここだけ残して後は③。

少子化の対策として種苗や農業に力を入れるべき。

(複数の発言あり)

委員長 トータルで。

(「③」と呼ぶ声あり)

委員長 ③でよろしいですか、じゃあ。

(「③」と呼ぶ声あり)

委員長 では、③です。

27、常陸太田市の2人目、3人目の補助金、那珂市は何もない。多子世帯、大学進学、経済的な支援。必要ということですね。お金がないと子育てもできない。空き家対策もお願いしたいと。

これもみんな要望だな。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①ですね。

28、市の無駄遣いをなくしていかないと偏る。お金の使い方を考えるべきである。

それはそうだな。

(「①でしょう」と呼ぶ声あり)

委員長 ①です。

29、いい那珂暮らしとあるが、那珂市への移住・定住に具体的なメリットはあるのか。

(複数の発言あり)

委員長 そうですね。なが抜けています。

委員長 那珂市に暮らすメリットを出してほしいということですね。教育関係や自治会入会などメリットを生かす。もっと取り上げていくべきではないか。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①。

30、那珂市は魅力ある市だから、もっと若い人が移り住むようにしてほしい。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 そうですね。

31、家を出た子供たちが戻ってきて、家を建てたいと思っても、市街化調整区域の問題で家を建てられない。少子化に関わると思う。

これも①だな。

(「市街化調整区域で建てられないということないんだね」と呼ぶ声あり)

委員長 一部はね。建てられます。

(複数の発言あり)

委員長 ①ですね。

委員長 32、笠間の道の駅ではスケートボード場が人気のようである。那珂市の若者は場所がないのでスケートボードを近所の道路でやっている。那珂市にもスケートボード場など、若者の場所が必要である。道の駅には作った方がよいと、これも①だな。

(「①」と呼ぶ声あり)

委員長 ①ですね。

副委員長 道の駅になるんですか、これ。

委員長 いやいやいや、だから。

副委員長 全体的に。

委員長 全体的に。

33、テーマが漠然としすぎていて、意見が出せない、絞ってほしい。

子育ては広すぎる。

(「③」と呼ぶ声あり)

委員長 ③、分かりました。

34からは学童クラブは足りているかということで、これは。

(「回答済み」と呼ぶ声あり)

委員長 まあ、34から43については、当日回答済みということですね。

こういう質問がありましたっていうのは、載せておくべきなのかな。質問というのは。

あとは、これは全部3になるのか。

ということで区分分けは完了いたしました。

あとは、今、まとめられるところまとめてっていうか。

(複数の発言あり)

古川委員 今一つ一つ、何かちょっと初めてみたいなのがすんだけど、一つ一つ見て思ったのは、これを我々の要望書には使えないよね。だから、委員会として要望書を出す、出さないという話をするのであれば、例えばまとめられるものはまとめなきゃいけないし、我々の意見もつけて要望書というのは、やっぱり出しないと、これは例えば議運の中でも今後検討するとするならば、各委員会から出てきた今の1というので上がってきたやつをまとめて、それこそ、所管課といっても、これ、所管課がいっぱいあるもんね。

教育委員会だけじゃないですもんね。

だから、本当に執行部へ、市長宛てなら、市長宛てでもいいけども、こういう意見が出ましたといって渡すだけですよね。

これ、議運の中で、これ、また、まとめるといったら、無理ですよ、この。

だから、このような意見はないので、だから、多分そうだと思います。

委員長 これは前回でも、所管の常任委員会でもまとめて、要望というか、こういう意見がありましたよというお伝えをするものについては、これですという形で渡してますので。

古川委員 多分、それで終わりだと思います。

委員長 あと、当委員会で調査事項がありますので、子育てについては、この中でピックアップできて、もう少し考えなきゃなんないよねというところについては、この後ちょっと検討します、その振り返り等も、調査事項のあるんで、そこで、盛り込んで、そちらに引っ張って盛り込んでいくということで、やっていくということになります。

遠藤委員 全くちなみに違う話なんだけど、方向としては、何か、これ、議会だよりの、前も載っけたりはしてはするんだけど、それは、一応ここでは考えてないんですか。

(複数の発言あり)

書記 先ほどの広報の件なんですけれども、広報にはやはり載せられる量の限界があるので、議員と語ろう会でいただいた意見については、議会運営委員会に報告して、その後はホームページに載せられなかった分も掲載すると。精査をした上で、ホームページに掲載する予定です。

委員長 全部、例えば、20項目とか、10項目とか、10項目の載せられないんでしょう。議会だよりに。

書記 議会だよりに、はい。

委員長 議会だよりについては、代表選手がいるということなんで、それは。

花島委員 字数も限られている広報なんですけど、この中から選ぶというよりは、どういう意見という、抽象化した形で、例えば、子育てへの負担を軽くという声とか、そういう形にしたほうが、読む人は分かりやすいかと思います。

いずれにせよ、正副委員長にお任せですけど、私としては。

委員長 意見載せるにしても、例えば、今、花島委員からあった、子育てについてのこういう意見で、代表的なものを挙げてということで、ほか何件ありましたというそういう表現の仕方がいいよという話ですよ。

分かりました。そうだと思いますね。みんな載せるのは当然大変ですし、紙面に限りがあるんで。

では、それは、こちらでまた改めて。

副委員長 そうですね。まとめて。

委員長 意見というか、議運のほうに報告する分については、もう一度、ちょっとまとめたいと思います。まとめるというか、このまま全部。

全部出していいのこれ。

書記 ほかの2つの委員会のほうも、今回このような表で出てきたものはそのまま議会運営委員会のほうに報告されるご予定ですので、教育厚生常任委員会もそのような形で議会運営委員会に報告する予定です。

委員長 分かりました。

古川委員 委員会としては、それでいいです。

あとは、議運がどうするか。

委員長 分かりました。

そうすると、議運のほうは全部が載せられないというのは、さっき花島委員から出たような方式も、タイトルがあって、メインのやつがあって。参考例があって、ほかの案件というような表示ではないんですよ。

要するに議運のほうから、例えば議会だよりに載せる、ホームページはこういうふうになるのかちょっと分かんないんですけど、これがそのまま載っちゃうのかという意味ですよね。

遠藤委員 とりあえず去年もやってらっしゃるんでしょうから、去年同様でいいんじゃないかと思えますけど、どうでしょうか。

委員長 分かりました。

去年と同様ということでやらさせていただきます。

事務局長 ホームページの掲載のほうなんですけども、ホームページに掲載する際には、1番は1番で意見をまとめまして、前回、1番は1番で意見をまとめまして載せます。次、3番は3番で意見をまとめて載せます。次、2番は2番で、今度はその調査した回答も併せて載せるというような整理の仕方をしております。

遠藤委員 ホームページでは一応この分類分けされたもので一応見るんですね。じゃあ、例えばこの③、意見として聞くのみで対応しないものという文言はちょっと考えたほうがいいんじゃないかと。

(複数の発言あり)

花島委員 そのぐらいいは開き直ってもいいと思います。だって何でもがやれるわけじゃないですから。参考に、聞いてるわけですから、一応はおっしゃったことを受け止めてるっていうか。だから、結局1にも、2にも属さなくても、今後の議員活動なり、議会活動の中で生かす部分が、あるかもしれないと私は思っています。

委員長 ではそのように注意をしていただきたいと思います。

続きまして、調査事項の子育てについてですけれども、議題といたします。

当委員会の調査事項について、子育てについてまとめの時期ということになりました。

先ほど協議しました議員と語ろう会の仕分けで、市に伝えるものとしたものや、これまでの調査を踏まえ、どういった点を要望していくか、視察等の振り返りを含め、皆様よりご意見をいただきたいと思います。

これも要望といいますか、あらかじめ、振り返り等については、市内、それから、常陸太田市のほう、視察研修してまいりましたけれども、あらかじめ、それについての所感なり、ご意見等々なりを皆様からいただいておりますので、それは別途サイドブックに入れております。

教育厚生常任委員会の調査事項、子育てについての視察等の振り返りということで、市内施設はこども発達相談センターすまいると、地域子育て支援センターつぼみ、あと常陸太田市、子育て世代包括支援センターここキララとじょうづるはうす、これは子育て支援施設ということで、それぞれいただいております。

皆さんからはそれぞれの施設に関することや全体としての意見ということで。

花島委員 この書いてある件はそれでいいと思うんですが、包括支援センターの会議に傍聴し

ましたよね。

あれについて何か。

委員長 個別ケア会議。

花島委員 私としてはすごく参考になったんですけど、どんなふうやってんのかって、包括支援センターの機能そのものも、私自身あんまりよく知らなかったから、参考になったんですが、視察の振り返りじゃないかもしれないけど、ここに書けていう意味じゃなくて、我々の活動の振り返りとして、そういう考え、感想って言ったらいいかな、持ちました。

古川委員 ごめんなさい。今は何を聞かれています。

委員長 今は振り返りなので、市内のこども発達相談センターすまいと地域子育て支援センターつぼみと、あと常陸太田市の視察研修にした振り返りということで、一応、所感等々、ご意見、要望等もいただいているんですけども、何か特に、そのほか要望とか、ご意見等々あったら。

古川委員 特に意見、要望はないんですけど、これはあくまでも、こういうことをしましたという振り返りと、それぞれの感想ですよ。

だからこれが全ては、その個人的な感想ですから、例えばこれを、例えばさっき言った要望書とかにするのであれば、どういうところをここからピックアップしてやるかという話ですよ。

これ、例えばこれを見てどう思いますかって言われても、いや個人的な感想なのでよろしいんじゃないですかで終わっちゃうんで。

(「そういうこと」と呼ぶ声あり)

委員長 例えば、いただいていますんで、これを見て、さらに調査事項である子育てについて今後どうするかっていうことも考えると、どういう要望とか意見とか、今後、変わっていくと思いますんで。

遠藤委員 これはもう常任委員会として調査事項をどうまとめていくかっていう話でしょうから、これって12月の定例会に発表、報告をするんでしょうから、そうなると11月の閉会中の委員会で最終的な結論を出さなきゃいけないってことですよ。

そうなってくるとあと残り何回できるのかっていうところを踏まえて今日はちょっと決算の審査も含めて長時間になっておりますので、今日は事務局に取りまとめていただいたこれは、皆さんでちょっと見て、あと、次回にちょっとこの中でそれぞれピックアップをして、どういう項目を我々がこの委員会で、今後市に要望していくかということをやちょっと細かく、次回の委員会で議論していくというふうなための今日はまずは、出てきたものを皆さんで見ていただくと、そういうことで、位置づけとしては、今日の位置づけはそういったことでいいんじゃないですかね。

花島委員 それでいいと思うんですが、そうすると、次にこの委員会を開催する大まかな日程

を想定していると思います。

委員長 今話が出ましたように、あと、2回ないし、何回できるかちょっと分かりませんが、2回ぐらいだろうとは思いますが、その中で、今日、皆さんからいただいているやつをベースにして、今後子育てについてということでもとめということになると、どういう項目にまとめていくか、また、どういうことを執行部に要求していくのか、要望していくのかというのをまとめていきたいと思いますので、後、今日は、まず、このように進んでいくという理解をしていただくことに。

最終的に前回は要望書という形で、市のほうに要望書を手渡して、このように改善を願いたいということでやりましたが、要望書とその報告書どちらにしていくかということなんですが、その辺はいかがですか。

遠藤委員 調査事項を最終的にまとめるのは要望書ですよ。報告書というよりも、こういったことを市のほうでやっていただきたいということだと思っているので、要望書を取りまとめるためのちょっと今後のプロセスと、あとはあれなんですか、今日ちなみにこの中でどの項目をとかって、もう少し洗い出しをするようなことを考えておられるのか。

それとも、取りあえず見てもらって、次回に、ちょっとそれぞれ各委員で考えてきていただくということで、今日はとどめていただけるのか、そこら辺のところをちょっと整理していただいて。

委員長 分かりました。

花島委員 各自とにかく、要望があるかどうかで、要望がなければ要望書を出す必要ないんで、報告書だけでいいし、報告書はいずれも書いたほうがいいと思っているんです。こういう調査をしたと。

私としては要望ありますから、皆さん納得するかどうかは別にして、要望書をつくる方向で考えた方がいいかなと思います。

事務局長 今、花島委員からお話があったように、委員会のまとめ方としまして、報告書という形で全員協議会で報告をして所管事務を終わりにする方法もありますし、あとは委員会として、要望書を市のほうに提出して終わりにするっていう方法があります。

そこんところを、決めていただければというふうに考えてます。

例えば、要望書ということであれば、どういった点をメインに要望書を作っていくか、どういうことを要望していくかっていうところもある程度ピックアップしていただいて、その文面については例えば、委員長、副委員長のほうに依頼していただいて、そちらのほうの作成をするに当たって、その前段として、委員会として要望としてはこういった点っていうのをちょっと上げていただくと、つくるほうもつくりやすいのかなというのがありますので、まずはその報告書にするか要望書にするのか、もしくは前に、するのか選んでいただいて、あと要望書にするのであればどういった部分をメインにつくっていくかっていうところも、ちょっとピックアップしていただければと思います。

副委員長 私はやっぱり、要望書かなというところを思っておりまして、視察の内容を踏まえて、那珂市でも取り入れてほしいというところで、子育て世代包括センターの件と、子育て支援施設のじょうづるはうすを参考にして、これは議員と語ろう会でも、子供たちの遊び場が欲しいとかってという意見もあったので、それも踏まえて、何かその2点についてちょっと要望、細かくこうしていければいいのかなっていうところはちょっと考えたところなんですけども、いかがでしょうか。

古川委員 おっしゃるとおりだと思います。

今、この皆さんが見てる画面の中で、要望的なものありますよね。

先ほどの議員と語ろう会の中にも、要望として挙がってたもので、これは我々のこの要望書にもしつくるのであれば、そこに盛り込んでもいいようなものもあったと思うんですよね。

ただ、その辺をピックアップしていただいて、つくって、正副委員長にお任せしますので、ぜひそれを基に皆さんで検討されたいかがでしょうか。

委員長 正副委員長ということにという。

花島委員 まず、要望書をつくるのは賛成です。

ただ、報告書も議会に対して出しといてもいいと思うんです。これこれの活動しましたって。調査活動とか。調査した中で要望書に上がらないものもあるはずなんで、それが僕は基本だと思うんです。

調査した事項が本当にコンパクトで、広がりがないものであれば要望書だけで全て書けるからいいと思うんですけど、子育てと広い範囲でなので、やっぱり調査事項に対する報告書と要望書とで、その報告書の中に、こういう要望書を提出しましたっていうのをちょこっと書けば。

つまり両方やるっていうことをまず基本に考えた方がいいと思ってます。

委員長 それは当然だと私も、常任委員会として、ちゃんと活動調査して、その報告事項というのは当然必要なんで、それは書かなきゃいけないなというふうに思っております。それは書くということと、今、皆さんから要望ということで、調査が終わるといって、要望書提出でということなので、そちらに向けて、今、副委員長からもありましたように、私も当市の子育ての仕方っていうことと、直接、赤ちゃんを連れてきて、しかもその窓口も、みんなの目にさらされながら相談をするってのは非常に心苦しいというか、やっぱりそこは個別の相談室があって、ちゃんと相談できるような、そういう体制が必要だよなっていうふうに、痛切に感じております。

それはやっぱり要望していかないといけないし、こども課と、健康推進課と、それぞれ分かれたところにもいるんで、やっぱりその辺の非効率も併せて、今後、改善をしていただきたいなという要望は非常に思ってますんで。

その点と、あと皆さん方から出た、加えて、ちょっとまとめたいと思います。案として

ね。

あとその常任委員会を開く日については、またお知らせという形でよろしいですか。ですからそのときに、調査報告と、要望の案という形で、正副委員長ではこういうことを考えますと、考えてますという方向性はこうなのかなというところだけ、お示しして、それで皆さんとまた、今日の所管ですとか要望とか何かも踏まえて、あと、語ろう会のやつも踏まえて、それでももう少し内容を濃くしていっていただければいいなというふうに思っていますんで、それで進めていきたいと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 今日これで、討議のほうは終わりにしたいと思います。

事務局長 報告書の件なんですけども、今まで報告書っていても、書面としてきちんと形の報告書というよりも、全員協議会とかそういったところで、委員長報告として、これまで教育厚生常任委員会ではこういった調査を行ってきまして、こういうものをやりまして、例えば、その後要望書があるのであれば、要望書のほうを提出しますぐらいの報告ということでよろしいんですかね。今までってそういった形が多いんです。

古川委員 必ず要望書をつくれれば、要望書の中にもその経緯って必ず入れますよね。

当委員会はこれこれこういう調査をして、こういうところを見て、その結果、要望します。以下の点について要望しますという言い方をしてるから、それも報告書っていえば、報告書ですよ。経緯もちゃんと書いてあるわけだから、どこどこ。

いきなり何にも、経緯を書かずに、いきなり以下のことに要望しますなんていう出し方はしてないでしょ。

だから、そこもある意味、報告書的なものも含まれてるわけですよ。

だから、要望書を出すのであればあえて書面にして報告書というのは、今まで多分してないですよ。全員協議会の中で報告はしてますけど。

そういう形でよろしいんじゃないかと思うんですけど。

副委員長 そうしましたら要望書のところに、きちんと経緯も書いて報告という形にして、それを踏まえてこういう視察をしてきまして、要望いたしますって言って、下に要望をば一って書くというような形でよろしいでしょうか。

委員長 まとめ方です。

花島委員 何か私と皆さんとセンスが違うようで、まず、私がイメージしてるのは子育て全般について調査したので、いろんなことを広く渡ってるわけです。

だけど要望書に書くのは、その全てじゃないと私は思っています、だから、要望書は要望する内容にフォーカスした文章になる。

だけど、この常任委員会としてはいろんな活動をしたのでそれは議会に報告しといたほうが良いと思っています。

ただ、それがどういう書式になるか、とにかく文章として全議員にきちっと伝えればいいと思いますので、全員協議会で委員長が、文書を渡して、それで要点だけ説明してでもそれは間違っ、間違ってるじゃないな、意に沿わない、私の考えに沿わないわけではないです。

そういうふうに考えてもらったほうが、いいと思います。

元々かなり限られた分野の調査だけしてたんだったら、もう要望書だけで全て尽くせると思うんですね。でも、今回はそうじゃないような印象を持ってるので、そう言っています。

委員長 一応、子育て世代というのは、もう間口が広過ぎるんで、子育て世代包括支援センターをメインに、その関係所管のところと絞っては調査をしてきました。

ただ、それでもやっぱり範囲は広いということなので、それは、広さにちょっとこんなに広がったというのは今でも思ってますけども、花島委員が言ったように、やっぱりそのところとプラスアルファで、まとめていくということになるかと思います。

報告書だから、今までのとおりでいいってことですよ。

全員協議会で報告というタイプでね。

古川委員 僕そういう報告書って、否定しません。もちろんいいことだと思いますけど、ただそういう報告書をほかの委員会を含めて、僕、見たことないです。見たことがあります。そういう、うちの委員、何々しましたなんて報告書見たことないな。

委員長 私、これはそれぞれよその議会を見ると、必ず視察研修というか、調査活動については報告書がついてますよね。特に出張したとか、出たという。

古川委員 議会だよりに載せますよね。

委員長 報告ですよ。それは。

花島委員 ほかの委員会はどうかっていいですよ。我々のやり方をほかの委員会に強制しようとしているわけじゃなし。ただ、この活動をほかの委員会、ほかの議員の方々にも、少なくとも関心があれば、分かってもらうようにするためには、ある程度長い文章なり、項目の多いものになるわけで、それは、例えば広報に載せられるサイズには入らないですよ、多分。多分ですけど。

だから、そういうのにとらわれずに、とにかく報告として、紙にせよ、サイドブックに載るなり、紙になるなりに、全員に渡すような形にすればいいっていうだけで、あんまりほかの委員会は どうしてるとか、気にする必要はないと思います。

何かの承認を要するような話じゃなし。我々はこうしましたよって報告するだけでしょ。

古川委員 どのぐらいをイメージしているんですか、報告書。

花島委員 任せる。

古川委員 例えばページ数。

花島委員 4ページぐらいじゃないですか。見たい人は見ますよ。

委員長 市民に分かる内容でということですか。

花島委員 そうですね。

だって、例えば書き方によって文章べたべただったら、読む気しなくなるかもしれないけど、見出しがあったり、それから市民の意見が、だらだらで、あるいは、すぐ二、三ページになりますよ。それだって集約しなきゃいけないんだけど。

遠藤委員 今ちょっとどうまとめるかの話をしてるんですが、あと2回ぐらいはできますよね。

10月と11月とか。ですよ。例えば、だから今回はこの意見が、感想が出てきて、これだけなんですよ、まだ。みんなで、あと、こういったものを見ながら、こうだったね、ああだったねって、こういう実際のまとめの話合いはしないんですか。

それは、次回やればいいじゃん、次回、それをみんなでやってこれを報告にしよう、これを要望しようってみんなで話合いしましょうよ。

それを9月、10月か、次回の委員会で中身を、議論して詰めて、どれを要望しますという部分をそこから正副委員長にお任せしますから、11月の閉会中委員会で、今度は正副委員長がつくってくれた要望なり報告なりって、僕らがそれを審議して、それにちょっと意見を加えながら、少し加筆修正を、それをお願いして最後の12月定例会に上げるという段取りでいいと思うんで、もう少しこの我々で議論をもう一回したいなと思うんですけども、まとめをしなきゃいけないんですか。スケジュール的に。

花島委員 私は遠藤委員が言ってるのと同じことをただ言ってるだけなんですよ。

だから、例えば、要望を出したいものをみんな箇条書きでも出して、あらかじめ、それでみんな見といて、次、次から次の次なるか分かんないけど、この中から委員会としてまとめられるのはどうかとか議論をして、要望書の骨格ができますよね。

仕上げは正副に任せるとして、それで、その他はいろいろやった活動はまたどういうふうにかかっているのを決めてやれば、それぞれが出す価値があると見れば、両方出せばいいし、どっちか要らないなっていうんだったら、1つに削ればいいんで、それだけの話だと思ってます。

だから、今、あまり最終的な形を決める必要はないと思いますね。長さとか。

委員長 皆さん、意見いただきましたので、あと1回ぐらい、まとめということで、常任委員会、開催可能ですので、私も今日、要望書提出の方向でっていう話でいきますよねって言いましたけど、次回集まって、当委員会でまた議論しながら、進めていきたいと思えます。

今日のところはそういう方向でいくっていうのと、次回、皆さんとまた話をして、それでまとめて、その次の回に、こういうことでまとめたんだという話でいきたいと思えますんで、今日のところは、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後3時00分）

令和5年11月24日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚